

第 66 回総会第 3 委員会重要文書

女子差別撤廃条約の状態

事務総長報告書(A/66/99)

2011 年 6 月 28 日

概要

本報告書は、女子差別撤廃条約に関する総会決議 64/138 に従って、提出されるものであるが、この決議の中で、総会は、条約とこの決議の実施の状態に関する報告書を第 66 回総会に提出するよう事務総長に要請している。本報告書は、2009 年 8 月 24 日から 2011 年 7 月 1 日までの期間をカバーする。

I. 女子差別撤廃条約の状態

1. 女子差別撤廃条約は、総会決議 34/180 で採択された。この条約は、1980 年 3 月 1 日に国連本部で、批准と加盟のための署名が始まり、条約第 27 条に従って、1981 年 9 月 3 日に発効した。

2. 2011 年 7 月 1 日現在、187 カ国が条約を批准、加盟、または継承しており、これは、前回の報告書(A/64/342)以来変化がないことを反映している。条約の締約国リストとその批准・加盟・継承文書寄託の日付は、全ての宣言、留保、反対、その他の関連情報と共に、法律問題事務所の条約セクションのウェブサイト(<http://treaties.un.org>)から利用できる。

3. 2011 年 7 月 1 日現在、63 の締約国が、条約の第 20 条パラグラフ 1 の修正を受け入れる文書を事務総長に寄託したが、これは委員会の会議時間に関連するものである。前回の報告書の提出以来、修正を受け入れた 8 つの国々は、アルバニア、ブルガリア、クウェート、モロッコ、ナウル、ポーランド、シンガポール、スペインであった。条約第 20 条の修正を受け入れた国々のリスト及び承諾の文書寄託の日付は条約セクションのウェブサイトから利用できる。

4. 報告期間中に、加盟に関してカタルが付した留保条件に対する反対が、チェコ共和国(C.N.8152009)、エストニア(C.N.245.2010)、フィンランド(C.N.248.2010)、ポーランド(C.N.256.2010)、オランダ(C.N.252.2010)、ノルウェー(C.N.

251..2010)、スペイン(C.N.825.2010)、及びスウェーデン(C.N..2592010)より受領された。加盟に関してカタルが付した留保条件に関して、通報が、メキシコ(C.N.264.2010)及びポルトガル(C.N.260.2010)から受領された。報告期間中に、以下の国々がその留保条件を撤回した: パハマ(C.N.82.2011)、マレーシア(C.N.472.2010)、モルディヴ(C.N.195.2010)、及びモロッコ(C.N.1762011)。上記寄託の通告は、参考のため、法律問題事務所のウェブサイトから利用できる。

II. 条約の選択議定書の状態

5. 決議 54/4 により、総会は、女子差別撤廃条約の選択議定書を採択した。選択議定書は、1999 年 12 月 10 日に、国連本部で批准及び加盟のための署名が始まり、第 16 条パラグラフ 1 に従って、2000 年 12 月 22 日に発効した。

6. 2011 年 7 月 1 日現在、102 の締約国が、選択議定書を批准、加盟又は継承した。これは、前回の報告書の停止よつ以来、締約国が 4 つ増加したことを示している。それら 4 カ国とは、2010 年 10 月 13 日のカンボディア、2009 年 10 月 16 日の赤道ギニア、2009 年 8 月 5 日のギニアビサウ、2011 年 3 月 1 日のセイシェルである。選択議定書の締約国のリスト、その批准・加盟・継承文書の寄託の日付、及びすべての宣言、留保条件、その他の関連情報も、条約セクションのウェブサイトから利用できる。

III. 女子差別撤廃委員会

A. 実体的・技術的サービス提供

7. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、女子差別撤廃委員会の作業を支援する責任を有する。委員会は、書記(P-4)、3 名の人権担当官(P-3)、1 人の人権担当官補佐(P-2)、1 人の補佐官(総務)より成る委員会事務局よりサービスを受ける。

8. 国連人権高等弁務官は、委員会とジェンダー平等の推進に対して責任を有する政府間機構との間の強い関連性が継続して維持されることを保障している。委員会議長は、2010 年と 2011 年の第 54 回・55 回婦人の地位委員会に参加し、他の委員と共に様々なサイド・イベントに参加した。議長は、第 64 回・65 回総会第三委員会でも演説した。委員会の国連人権機構との交流は、その活動全体にとって極めて重要であり、委員会は、そのマン

デートを効果的に果たすために、関連関係者の協力から大いに利益を受けている。

9. 委員会は、首尾一貫して国連のジェンダー平等機構の改革の問題に興味を抱いている。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の設立に先立って、ジェンダー問題と女性の地位の向上に関する特別顧問、国連婦人開発基金(ユニフェム)の事務局長、及び女性の地位向上部部長は、定期的にこの問題及びその他の問題に関して委員会に説明してきた。更にユニフェムは、女性移動者に関する委員会の一般勧告を実施するというテーマで、2010年にニューヨークで開催された第46回委員会で委員たちとの対話を開催した。

10. UN-Women の設立に続いて、委員会は、新機関設立を歓迎するステートメントを採択し、その事務局長にお祝い状を送った。議長と委員会委員も、条約に対する意識を高め、ジェンダー平等と女性の地位の向上を達成する際の進歩を推進する目的で、共通の問題と今後の協働と協力のための効果的枠組みを確立する方法を討議するために、2011年2月22日に、事務局長と会見した。委員会は、UN-Women の戦略計画にインプットも提供したが、この戦略計画は、条約を統合し、委員会の作業を補い、支援するものである。委員会は、現在、一般勧告案の2つに関して UN-Women と協働しており、UN-Women は、政府間プロセスとの協力で開催される専門家グループ会議とサイド・イベントに参加するために、委員会から定期的に専門家を招いている。

11. 委員会は、国連人権高等弁務官、副高等弁務官及びその他の上級スタッフと定期的に意見交換をして、OHCHR によって提供される機会を完全に活用し、委員会の作業に関連する問題に関して、関連する部や課との討議の機会を歓迎してきた。

12. 委員会は、報告期間中を含め、普通各会期ごとに特別手続マニフェスト保持者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、文化的権利の分野の独立専門家、国内避難民の人権に関する特別報告者と定期的に会見している。

13. 委員会は、特に条約機関議長の年次会合と委員会間会合の枠組みの中で、人権条約機関の作業に積極的に貢献し続けた。議長と委員会の指名された委員は、それぞれ2010年7月1日と2日、2011年6月30日と7月1日に開催された人権条約機関の第22回・23回会合に参加した。委員会

委員は、2009年11月30日から12月2日まで、2010年6月28日から30日まで、2011年6月27日から29日までそれぞれ開催された人権条約機関の第10回、11回、12回委員会間会合にも出席した。更に、総括所見、審問、訪問のフォローアップに関する委員会間会合の作業部会は、2011年1月12日から14日まで会合を開いた。

14. 委員会の代表者は、欧州連合、欧州会議、フランス議会を含めた地域パートナーとの会合にも参加した。委員会委員たちは、人権理事会会期中に開催されたパネル討論会に参加し、ある委員は、経済的・社会的・文化的権利委員会によって開催されたパネル討論会に参加した。有害な慣行に関する合同一般コメント/勧告に関する委員会の作業部会は、有害な慣行に関する合同一般コメント/勧告の範囲と概要を更に討議するために、子どもの権利委員会のそれぞれの作業部会とも会合を開いた。更に、両委員会は、共通に懸念されるその他の問題のみならず、合同の一般コメント/勧告を討議するために会合を開いた。委員会委員たちは、マイノリティ問題に関するフォーラム、社会フォーラム、列国議会同盟(IPU)及びダーバン宣言と行動計画の効果的実施に関する政府間作業部会を含め、その他の関係者によって開催された様々なパネル討論会にも参加した。

15. 第35回委員会で採択された「調和し、統合された人権条約機関制度に向けて」と題するそのステートメント(A/61/38、第2部、付録1)に基づいて、委員会は、適宜、その作業方法を他の条約体と調和させることを求めてきた。他の条約機関の慣行を見習って、委員会は、その総括所見で、その勧告のフォローアップを行う手続も導入した。委員会は、今では普通その総括所見で、2つの問題を明らかにし、1年から2年以内に締約国から情報を要求する優先行動を求めている。この手続は、条約の下での責務を実施する際に締約国を支援するために、緊急の問題に関して、締約国と密接な対話を維持できる状況を提供している。委員会は、ジェンダー効率とインパクトを達成する目的で、総括所見の形式、内容、長さも見直している。委員会は、総括所見発表の日付に関して、その慣行を他の委員会の慣行と合わせるようにしており、会期の最終日に採択される総括所見の最終未編集版を公表するよう努力している。委員会は、他の人権条約機関の慣行に照らして、その作業慣行と条約機関強化プロセスから出てくる勧告を見直す際に大いに助けとなる作業方法に関するタスク・フォースも設立している。

B. 委員会による評価

16. 報告書の提出が長く遅れている 15 カ国に関する委員会の集中したフォローアップ努力の結果、3 カ国を除くすべての国々が報告書を提出した。それら報告書は、委員会によって検討されたか、または今後のセッションで検討が計画されている。長く遅れている報告書をまだ提出していない 3 カ国、つまり中央アフリカ共和国、コモロ、セイシェルは、その報告書の提出を待たずに委員会によって検討されることが予定されている。委員会は、毎年 24 の締約国の報告書を継続して検討することを予定している。委員会は、第 50 回会期(2011 年 10 月)、第 51 回会期(2012 年 2 月/3 月)、第 52 回会期(2012 年 7 月)、第 53 回会期(2012 年 10 月)に 32 カ国を検討する予定を立てている。14 の報告書は、まだ正式に予定が立てられていない。委員会は、わずかな積み残しがあることに気づいており、これに対処する方法を討議している。合同報告書の検討は、積み残しをチェックし続ける際に大いに役立つ。提出されたほとんどの報告書は合同報告書より成る。

17. 委員会は、国連システム及び国内人権機関や NGO を含めた市民社会内で幅広いフォローアップを継続して誘引しており、人権理事会、特別手続マンデート保持者及びその他の条約機関を含め、より幅広い人権枠組みと意見交換ができていないことに満足している。委員会が OHCHR に移され、ジュネーブで会期を開催することで、委員会が人権高等弁務官と定期的に意見交換し、ジュネーブを拠点とする国連機関及び IPU のようなその他の機関との密接な関係を築くことができた。

18. 委員会は、その慣行を他の条約機関の慣行と調和させるために多大な努力を払ってきたと考えている。委員会は、条約機関改革の状況で、締約国によって実施されつつある共通の核心文書のためのガイドラインと共に用いられている条約に特化した報告ガイドラインを作成した初めての条約機関の一つであった。委員会はその用語を他の条約機関と調和させ、その総括所見を更に詳細に、国に特化した行動志向のものにするよう求めてきた。見出しの導入は、各国の関係省庁が、最も関連性のある問題と勧告をよりたやすく明らかにできるので、総括所見をより利用者に優しく、実施しやすいものになっている。委員会は、その問題と勧告の双方を優先し、重点を置くことを求めており、その総括所見の勧告をたやすく明らかにできるプレット・フォーマットを実施してきた。委員会は、他の条約機関の例に基づくそのフォローア

ップ手続が、国内レベルで実施を強化しているものとも考えている。

19. 委員会は、人権機構との連携を強化しつつ、女性の地位の向上に関係する国連機構との関係を維持し深めてきたと信じている。委員会は、女性問題を中心としている米国に拠点を置く多くの NGO のみならず、UN-Women、国連児童基金(ユニセフ)及び国連人口基金(UNFPA)と定期的に意見交換ができるので、ニューヨークの国連本部で年に一度会合を開くという事実によってこれが促進されてきたと信じている。委員会は、そのニューヨークでの年次セッションが、婦人の地位委員会との関係を維持し、国連の開発活動と女性・平和・安全保障に関する討議への継続する参加を確保する手助けをしてきたと考えている。

締約国による報告義務

20. 条約の第 18 条パラグラフ 1 は、締約国が当該国にとって条約の発効後 1 年以内に条約の実施に関する報告書を提出し、その後は少なくとも 4 年ごとにまた、さらに委員会が要請した時は何時でも報告書を提出することと規定している。

21. 2009 年 8 月 15 日から 2011 年 7 月 1 日まで、事務総長は、以下の締約国から報告書(その多くは、合同報告書)を受け取った: アンドラ、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カンボディア、カーボ・ヴェルデ、チャド、チリ、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール(第 1 回報告書)、キューバ、キプロス、ジブティ(第 1 回報告書)、赤道ギニア、ギリシャ、グレナダ(第 1 回報告書)、グアイアナ、インドネシア、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、クウェート、レソト、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ(第 1 回報告書)、ネパール、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン(第 1 回報告書)、パキスタン、パラグアイ、ペルー、韓国、サモア、セルビア、スリランカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、トルコ、トルクメニスタン、英国、ザンビア、ジンバブエ。

22. 報告期間中に、委員会は以下の 4 つのセッションを開催した: 2010 年 1 月 18 日から 2 月 5 日まで第 45 回セッション、2010 年 7 月 12 日から 30 日まで第 46 回セッション、2010 年 10 月 4 日から 22 日まで第 47 回セッション、2011 年 1 月 17 日から 2 月 4 日まで第 48 回セッション。これらセッション中に、委員会は、22 の締約国の報告

書と1つの例外的な報告書を検討した。第49回セッションは、2011年7月11日から29日まで開催され、さらに8つの報告書が委員会によって検討される。

検討を待っている報告書、提出期限の過ぎた報告書、フォローアップ報告書の請求

23. 締約国によって提出された総計46の報告書が、まだ委員会によって検討されておらず、その中の32は、2012年末までに委員会のセッションで検討されることが計画されている。14の報告書は、まだ正式に計画がなされていない。

24. 検討を待っている積み残しの報告書の減少に照らして、委員会は、提出期限が過ぎている報告書を提出するよう締約国を奨励する組織的努力を始めた。決定29/I及び31/III(i)に基づいて、代表団を出席させて、最後の手段としてのみ報告書の提出がない状態で、条約の実施の検討に進むことを決めた。委員会は、合同報告書として提出期限の過ぎたすべての報告書を提出するよう、提出期限の過ぎた報告書がある締約国に勧めるというその慣行を継続した。このイニシアティブの結果、提出期限が過ぎた報告書があることが明らかとなった15カ国(10年以上提出期限が過ぎた)のうち12の締約国が報告書を提出し、これらはそれ以来検討されたか、又は検討が予定されている。第44回委員会での決定の結果、事務局は、組織的に、5年又はそれ以上提出期限が遅れている締約国にできるだけ早く報告書を提出するよう思い出させている。

25. 現在、以下の締約国がまだその第1回報告書を提出していない: アフガニスタン、中央アフリカ共和国、コモロ、ドミニカ、キリバティ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モナコ、カタール、サンマリノ、サントメプリンシペ、セイシェル、ソロモン諸島、スワジランド。

26. 2005年又はそれ以前に提出期限が来ている報告書には、アンティグア・バーブダ、バルバドス、中央アフリカ共和国、コモロ、ドミニカ、イラク、ミクロネシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サントメプリンシペ、セネガル、セイシェル、ソロモン諸島、スワジランドが含まれる。

27. 2006年から2010年までに提出期限が来ている報告書には、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルネイ、中国、クロアチア、キプロス、

朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、エリトリア、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、アイスランド、ラトヴィア、マレーシア、マリ、マーシャル諸島、モナコ、フィリピン、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サンマリノ、取りにだーとトバゴ、ヴェネズエラが含まれる。

C. 委員会の作業方法

28. 総会が文書の長さを制限しようとしていることを考慮に入れて、委員会の報告書には、もはや締約国の報告書に関する総括所見も通報に関する決定も含まれていない。これらは別の文書として発表され、OHCHRのウェブサイトに掲載される。

29. 委員会の作業方法の全体像は、締約国及びその他の条約の実施に関心のある国々がたやすくアクセスできることを保障するために更新された(CEDAW/C/2009/II/4、付録を参照)。全体像はOHCHRのウェブサイトでも利用できる。

30. 委員会は、締約国がそれぞれの問題と質問のリストに対応する十分な時間があることを保障するために、報告書の検討に先立つ2会期前に、会期前作業部会を継続して開催している。

31. 委員会は、その総括所見の最後のパラグラフで、その締約国の次回の提起報告書の提出期限を定めている。次回の定期報告書の期限が過ぎたとか、検討の日の一年以内に迫っている場合には、委員会は、その締約国に次回報告書を合同定期報告書として提出するよう要請する。委員会によって検討される報告書のほとんどは、今では合同報告書である。

32. 報告期間中に、委員会は、国内レベルでもっと容易に実施できるように、締約国の報告書に関する総括所見がより利用者に優しく、具体的で、正確であることを保障することに重点を置いた。第41回委員会が、その総括所見にタイトル(テーマの見出し)を挿入するという慣行を採用することを決定し、柔軟に、適宜当該締約国のために適用されるタイトルのリストに関して合意した(A/63/38、第2部、付録X)ことが早期されるべきである。第47回委員会は、もっと焦点を絞った問題と勧告を提供することを決定し、委員会の勧告を強調するために黒丸を利用して、その勧告により読み手に優しい書式を導入した。

33. 第41回委員会は、総括所見の中の特定の勧告

を実施するために取られた手段に関する情報の個々の締約国に対する要請を含むフォローアップ手続を導入することを決定した。第 44 回委員会は、総括所見のフォローアップに関する報告者と代理人を任命することを決定した。最大限 2 つの勧告がフォローアップのために明らかにされると述べられている。フォローアップ勧告のための基準は、実施の欠除が条約実施に対する大きな障害となり、実施は、提案された時間枠内で可能であるというものである。フォローアップ報告も公にされ、OHCHR のウェブサイトで見ることができる。できれば、フォローアップ報告者は、フォローアップ報告書の評価に関して国別報告者と協働する。報告者は、会期ごとに委員会に報告し、その報告書は総会への委員会の報告書に含められる。第 46 回委員会は、フォローアップ報告者と代理人のマンデートを 2012 年 12 月 31 日まで延長することを決定した。第 47 回委員会は、議事の常設項目として、総括所見のフォローアップを含めることを決定した。

34. 委員会は、作業に貢献し、国内レベルで条約の完全実施を支援する国連システムの専門機関とその他の機関との意見交換を継続した。委員会は、国連国別チームによって検討中の国々に関して提出された合同の情報から継続して利益を受け、この慣行を拡大し、特に委員会の会期前作業にそのような情報を利用できるようにし、国レベルで委員会の総括所見に基づくフォローアップ活動を行うよう国連システムの諸団体を奨励した。

35. 委員会は、セッションの 1 週目、2 週目の初めに、報告書が提出されている締約国の国に特化した情報を提出したいと思っている NGO や国内人権機関と非公式に会うというその慣行を継続した。委員会の会期前作業部会も、NGO と国内人権機関に、文書及び口頭での情報を提出する機会を提供した。NGO 及び国内人権機関のための一般及び会期に特化した情報メモが、定期的に OHCHR のウェブサイトに掲載されている。

36. 委員会は、条約の実施と総括所見のフォローアップの実施において、議員の重要な役割を継続して強調し、それぞれの所見に議会の役割に関する標準パラグラフを含めている。IPU は、締約国における条約の実施に関する国に特化した情報を提出し、条約とその選択議定書に関する議員のための定期的な能力開発セッションを開催している。

37. 委員会は、特別行事又は発展に関するステートメントを採択するというその慣行を継続した。それらには、第 44 回会期に採択されたジェンダー

と気候変動に関するステートメント(A/65/38、第 1 部、付録 II)、第 45 回会期で採択されたハイティの状況、平和構築プロセスへのアフガン女性の包摂、アフガニスタンにおける安全保障と再建、北京宣言と行動綱領の実施の 15 年後の見直し、NGO との関係及び議員との関係に関するステートメント(A/65/38、第 2 部、付録 II から VI まで)、第 46 回会期で採択された安全保障理事会決議 1325 の 10 周年記念に関するステートメント(A/66/38、第 1 部、付録 I)、第 47 回会期で採択された UN-Women 設立に関するステートメント(A/66/38、第 2 部、付録 V)が含まれる。

38. 委員会は、第 47 回会期で、条約第 2 条の下での締約国の核心的責務に関する一般勧告(同上、付録 III)と高齢女性とその人権保護に関する一般勧告(同上、付録 IV)を採択した。有害な慣行に関する合同一般コメント/勧告に関しては、委員会は、概要に同意し、第一案が現在準備されつつある。結婚と離婚の経済的結果に関する一般勧告は、仕上げの過程にある。委員会は、それぞれ第 47 回・48 回会期で、司法へのアクセスに関する一般勧告のみならず、武力紛争・紛争後の状況にある女性に関する一般勧告を作成することも決定した。委員会は、第 48 回会期で、強制移動と無国籍の状況でのジェンダー平等に関する調査報告書を研究するためのタスク・フォースを設立した。

D. 選択議定書に関する作業方法

39. 報告期間中に、委員会は、条約の選択議定書の下での活動を継続して行った。委員会は、本会議で検討するために選択議定書に関連する問題に会期ごとに 1 つの会議を割り当てている。

40. 選択議定書の下での通報に関する委員会の作業部会は、報告期間中に、5 つのセッションを開催した。通報に関する作業部会は、総計 10 日の作業日のために、年に 3 回集まっている。現在まで、作業部会は 32 の通報を登録したが、そのうち 10 は、報告期間中に登録された。32 の通報のうち、15 が未解決のままである。

41. 2009 年に開催された第 44 回会期で、委員会は、その通報形式のモデルを改訂することを決定し、個々の通報の提出に関するファクト・シートを採択した。委員会は、通報第 21/2009 号と 22/2009 号に関して行動を取り、2 つの新しい事例を通報第 21/2009 号と 22/2009 号として登録した。委員会は、この会期で検討される委員会の見直しのフォローアップの情報は何ら受け取らなかった。

2010年2月に開催された第45回会期では、委員会の見直しのフォローアップの情報を検討し、通報第5/2005号と第6/2005号に関連するフォローアップ手続を終了することを決定した。2010年6月に開催された第46回会期では、委員会は、新しい事例として通報第25/2010号を登録することを決定し、通報第18/2008号に関する行動を取った。2010年10月に開催された第47回会期では、委員会は、通報第19/2008号の許容性について決定し、その勧告の実施に満足したので通報第4/2004号に関連化するフォローアップ手続を終了することを決定した。個々の通報に関する考えのフォローアップは、総会への委員会の報告書(A/65/38、第1部、付録XII及びA/66/38、第2部、付録IX)に概説されている。選択議定書第8条の下での審問に対する2つの要請も、委員会によって受領され、委員会の手続規則に従って、事務局によって登録された。現在委員会には未決の審問が3つある。

IV. 条約とその選択議定書の普遍的批准を奨励す努力と条約の第20条パラグラフ2の修正の受け入れ

42. 人権高等弁務官、ジェンダー問題と女性の地位の向上に関する事務総長特別顧問、女性の地位向上部長(UN-Women 設立以前)及びUN-Women 事務局長は、条約と選択議定書の普遍的批准を継続して奨励し、委員会に割り当てられる会議時間を規定する条約の第20条パラグラフ1の修正の受け入れを継続して保障している。彼らは、国連本部、その他の任務地及び会議やその他のフォーラムでのステートメントやプレゼンテーションで、代表団との会合で関連行動を奨励してきた。

V. 締約国に提供される技術支援

43. OHCHRの技術支援と能力開発は、日常的に、選択議定書の下に設立されたメカニズムのみならず、報告書の準備と総括所見のフォローアップに関連するものを含め、条約を中心としている。2010年から2011年までの間に、国内及び地域的能力開発訓練セミナーが、他の条約機関のみならず、特に報告書作成と委員会の総括所見のフォローアップを中心として、人権条約機関制度に関してOHCHRによって開催された。セミナーの中には、2機関の間の合同作業計画の一部として、UN-Women が開催したものもある。訓練セミナーは、ガンビア、インドネシア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タンザニア連合共和国、ヴェ

トナムで行われ、政府の役人のみならず、NGO、国内人権機関、メディアを含めたその他の関係者がかかわった。能力開発は、条約責務の実施において各国を支援するために極めて重要であると考えられている。OHCHRは、この点でもっと多くのことができようが、予算の制約のためにそれが妨げられている。

44. 能力開発プログラムの枠組み内で、その行動計画の一部として、UN-Women は、締約国の要請で、条約と北京宣言と行動綱領の実施及び委員会の総括所見の実施とフォローアップのために、継続して技術支援を行っている。報告期間中に、UN-Women は、いくつかの地域能力開発訓練セミナーを開催したが、これらセミナーは委員会の専門家の貢献から利益を得た。

VI. 条約、その選択議定書及び委員会の作業に関する情報の普及

45. OHCHRは、そのウェブ上で、条約とその選択議定書及び委員会の作業に関するページを維持している。条約とその選択議定書のテキスト、締約国の報告書、問題や質問のリスト、締約国からの回答、締約国の紹介ステートメントと報告書を提出する代表団の構成、委員会の総括所見と文書及びその他の条約に関連する情報、条約・選択議定書・委員会の作業方法、および締約国の会議が、ウェブサイトに掲載されている。委員会の総括所見、通報に関する考え、一般勧告及びその他のアウトプットもOHCHRが管理するeメール・リストを通して普及されている。人権条約機関の総括所見と特別手続マנדート保持者の勧告を示すOHCHRが維持する電子検索ツールである世界人権指標には、委員会のすべてのアウトプットが含まれている。2010年に更新された「人権機関：人権を身近なものに」と題する訓練DVDは、国際人権コミュニティの意識を高め、能力を築くために作成された。このDVDは、核心となる人権条約とこれに対応する人権機関を通して、国連条約機関の作業を示し、国連の6つの公用語で利用できる。

VII. 結論と勧告

46. 委員会は、経験に基づいて調整する時間の管理を含め、効率的な作業方法を用いて、報告書の提出とその検討との間の遅れを減らすかなりの努力を払っている。特に報告書が長く遅れている場合に、報告義務に従うよう締約国を奨励するその

努力は、成功している。委員会は、条約の実施において関係者との意見交換を強化し、その作業にふさわしい革新的方法を用いつつ、人権条約システムを調和させるためにすべての条約機関の共通の努力に積極的に貢献している。委員会は、選択議定書の下での作業を通して、その法律の知識を継続して開発し、この文書の下でのフォローアップ手続は、良い結果を生んでいる。委員会は、2つの一般勧告を採択したが、そのうちの1つは完成間近であり、もう一つの方もよいスタートを切っている。委員会は、2つの追加の一般勧告を作成することも決定し、第49回会期中に、そのような一般勧告の一つのために丸一日の協議の日が開催されることになっている。委員会は、その総括所見をもっと焦点を絞った、関連性のある、利用者に優しいものにも取り組んでいる。総括所見のフォローアップは、委員会と当該国の側で追加の資金が必要となるけれども、ほぼ成功している。委員会の業績にもかかわらず、条約のより幅広い実施を奨励するために、更なる努力を払わなければならない。通報がほとんど提出されていないので、選択議定書に関しては特別な努力が必要とされる。

北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の実施のフォローアップで取られた措置と遂げられた進歩 事務総長報告書(A/66/211)

2011年7月29日

概要

総会決議 65/191 に従って提出される本報告書は、ベキン宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果のフォローアップと実施の見直しを提供する。本報告書は、国連の選ばれた政府間プロセスを中心とし、それらがその作業にジェンダーの視点を統合する程度に対処する。本報告書には、ジェンダー平等マנדートの実施を高めるさらな措置のための勧告で締めくくる。

I. 序論

1. 本報告書は、重要な業績、学んだ教訓、好事例、実施を高めるための更なる措置に関する勧告に関する情報を含め、ジェンダー主流化における進歩

の評価を伴って、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果のフォローアップと実施において遂げられた進歩に関して毎年継続して報告するよう事務総長に要請する総会決議 65/191 に応えるものである。本報告書は、国連システム内の討議への婦人の地位委員会のインプットのインパクトの評価を事務総長がその報告書に含めることとするという決議 2006/9 での経済社会理事会の要請にも応えるものである。

2. 本報告書は、国連の選ばれた政府間プロセスを中心にし、それらがジェンダーの視点を統合する程度を評価する¹。本報告書は7つのセクションに分かれる。序論に続いて、セクション II は、政府間作業にジェンダーの視点を統合することの根拠を論じる。セクション III は、報告書で用いられる方法論を概説する。セクション IV は、総会、経済社会理事会及びその機能委員会への事務総長報告書にジェンダーの視点が反映されてきた程度に関する分析の結果を示す。このセクションは、ジェンダーの視点がこれら機関によって採択される決議に主流化されてきた程度も評価する。セクション V は、3つの高官政府間行事、つまり 2011 年の第 4 回国連後発開発途上国会議、2012 年の国連持続可能な開発会議、2013 年の高齢者問題マドリッド国際行動計画の見直しと評価の準備と適宜成果においてジェンダー平等問題に払われる注意を調べる。セクション VI は、特に婦人の地位委員会の貢献に対処し、セクション VII は、報告書の概要と結論を提供し、更なる行動のための勧告を概説する。

II. 政府間プロセスにジェンダーの視点を主流化する根拠

3. 総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際の国連の政府間プロセスの役割を繰り返し確認している。総会は、その決議 65/191 で、ジェンダー主流化が、女性のエンパワーメントを推進し、不平等の構造を変えることにより、ジェンダー平等を達成するための世界的に承認された戦略であることを再確認した。総会は、ジェンダー平等の領域で国連システムの能力を強化するというコミットメントのみならず、すべての政治的・経済的・社会的領域の政策とプログラムの立案・実施・監視・評価にジェンダーの視点の主

¹ 本報告書は、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する経済社会理事会への年次報告書 (E/2011/114) 及び国内レベルでのジェンダー主流化のための加盟国の行動を中心とする婦人の地位委員会への年次報告書 (E-CN.6/2011/5) を補うものである。

流化を積極的に推進するというコミットメントも再確認した。決議のパラグラフ 15 で、総会は、すべての国連首脳会合、会議、特別会期及び 2011 年の第 4 回後発開発途上国会議、2012 年の国連持続可能な開発会議、2013 年の第 51 回社会開発委員会での 2002 年の高齢者問題マドリード国際行動計画の見直しと評価を含めたそのフォローアップ・プロセスで、検討中のすべての問題及びそのマニフェスト内にジェンダーの視点を完全に主流化するよう国連のすべての機関に要請した。

4. 本報告書の重点に特に関連するのは、ジェンダーに配慮した政策開発を促進するために、総会と経済社会理事会及びその機能委員会に提出され事務総長報告書が、質の高いジェンダー分析、性別・年齢別データ、利用できるところでは量的データを通して、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する更なる行動のための具体的な結論と勧告を通して、ジェンダーの視点到組織的に対処することを要請している決議 65/191 のパラグラフ 18 である。

5. 国連政府間プロセスは複雑である。政府間機関はそのマニフェストが異なり、それらは事務総長、加盟国、その他の政府間機関、特使及び報告者の報告書を含め、文書による様々なインプットを受け、調べる。それらは、いくつかの寄稿者、典型的には加盟国と国連機関だが、政府間機関、地域団体、NGO からの提出物を統合するかもしれない。報告書は加盟国の討議に資料を提供し、これら議論は、一般討論、パネル討論、その他の行事を通して行われるかも知れない。政府間会合は、政策策定者が進歩・課題・好事例に関する情報を交換できるようにし、女性のエンパワーメントへの各国政府のコミットメントを強化する助けとなる。政府間作業は、いつもではないが、しばしば、宣言・決議・決定のような成果文書となり、安全保障理事会の場合には、議長声明となる。成果文書はしばしば、ある問題に関する行動のための勧告を提供する。これらは、加盟国及びその他の関係者のための政策ガイダンス又は継続してある状況を調べ、分析するための追加のマニフェスト、又は検討されている問題に関する更なる会合又は高官行事の開催ともなる。政府間プロセスのインプット、行事、アウトプットは、すべてこのように総会決議 65/191 に従って、それぞれの政府間機関で検討されるすべての問題にジェンダーの視点を主流化する機会を提供する。

III 本報告書の方法論

6. 内容分析を通して、本報告書は、ジェンダー、性、女性、男性、女兒、男児、女性の、男性の、性的、リプロダクティブ、妊産婦の(それらの複数形を含め)といった言葉の存在によって決定されるように、ジェンダーの視点の統合の証拠として、政府間プロセスのいくつかのインプット・行事・アウトプットを見直す。キーワードが少なくとも 1 回ある文書は、ジェンダーの視点を含んでいるものと考えられる。誤った肯定的結果、例えば“man-made disaster(人災)”などは勘定に入れなかった。

7. 選ばれた言葉のリストは、ジェンダーの視点を反映しているものと論じられるその他を排除しているが、選ばれた言葉は、ジェンダー平等問題を扱う報告書や文書に最も頻繁に見られたものである。ジェンダーの視点の包摂の評価が、これらキーワードを単に述べていること以上のものであることを保障するために、この最初のフィルターを通過した文書は、ジェンダーの視点が本当に反映されている程度を評価するためにさらに詳細に分析された。

8. 第 65 回総会と 2010 年の経済社会理事会とその機能委員会のためのすべての事務総長報告書と決議が調査された。総会決議 65/191 に引用されている 3 つの行事---2011 年の第 4 回国連後発開発途上国会議、2012 年の国連持続可能な開発会議及び 2013 年の 2002 年高齢者問題マドリード国際行動計画の見直しと評価---も調査された。準備文書及び、適宜、成果の分析にも特に注意が払われた。2011 年 6 月 15 日現在国連公式文書システムで利用できる文書が調査された。決議と事務総長報告書は、特にジェンダー平等問題を中心とする議事項目又は小項目に属するものであっても検討された。文書が複数の政府間機関に提出された場合には、それぞれの政府間機関による検討が政府間プロセスにジェンダー平等問題を主流化する追加の機会であると考えられるので、それぞれの場合がカウントされた。

IV. 結果

A. 全体像

9. 総会、経済社会理事会とその機能委員会に提出された決議と事務総長報告書の数に基づいて、これら政府間機関の作業にジェンダーの視点を組み入れるための様々な機会があった。総会だけでも、244 の事務総長報告書を受けて、調査し、270 の

決議を採択した。2010年経済社会理事会会期は、20の事務総長報告書を受けて、調査し、38の決議を採択した。機能委員会の報告書と決議のリストの一部は、少なくとも38の報告書と38の決議があったことを示している²。本報告書の結果に示されているように、これら機会のいくつかは明確に利用されたが、多くは、国連システムの作業にジェンダーの主流化を推進することによって、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の完全実施を触媒するためのまだ利用されていない可能性として残っている。

1. 総会

(a)決議

10. 第65回総会の決議の分析は、すべての決議の約3分の1のジェンダーの視点を明らかにした。表1は、ジェンダーの視点を含む総会の決議と事務総長報告書の主要委員会別配分を示している。社会・人道・文化の問題を中心とする第3委員会は、その決議にジェンダーの側面を統合する可能性が最も高かった。総会本会議のみならず、経済・金融問題に対して責任を有する第2委員会も、その決議の3分の1以上がこの問題を統合する可能性があり、ジェンダーの視点を反映していた。ジェンダーの視点は、特別な政治問題と民主化問題を調べる第4委員会の決議の5本のうち1本に見られた。

表1
ジェンダーの視点を含む総会の決議及び事務総長報告書の主要委員会別数と割合の配分

	決議数	ジェンダーの視点を含む決議数	ジェンダーの視点を含む決議の割合
総会	270	85	31%
本会議	55	20	36%
第1委員会	55	4	7%
第2委員会	39	15	38%
第3委員会	55	37	67%
第4委員会	25	5	20%
第5委員会	24	3	13%
第6委員会	17	1	6%

	事務総長報告書数	ジェンダーの視点を含む事務総長報告書数	ジェンダーの視点を含む事務総長報告書割合
総会	244	146	60%
本会議	46	36	78%
第1委員会	28	11	39%
第2委員会	25	15	60%

² 婦人の地位委員会は(ジェンダー問題にもつばら重点を置いているために)と国連森林フォーラム(2010年に会議がなかった)は除外されている。

第3委員会	48	36	75%
第4委員会	24	13	54%
第5委員会	87	44	52%
第6委員会	16	6	38%

注: 総会に提出された244の事務総長報告書のうち、複数の議事項目の下で検討されたものもあり、記事項目が複数の委員会に割り当てられたものもある。従って委員会別内訳は、総会に提出された事務総長報告書の総数に合致していない。

11. 管理・予算の問題に責任を有する第5委員会及び特にそれぞれ軍縮と国際安全保障及び法的問題を扱っている第1委員会と第6委員会は、ジェンダー平等問題への言及を統合した決議を採択することはめったになかった。これにもかかわらず、第1委員会が、このテーマで初めて採択された「女性・軍縮・不拡散・武器管理」に関する決議(総会決議65/69)を採択したことは注目に値する。

12. 表2は、ジェンダーの視点を持つすべての総会の決議が、主要委員会にわたってどのような配分されているかを示す。第3委員会は、総会のすべての決議の約半数に対して責任を有するが、ジェンダーの視点を反映しているすべての総会決議の約半数を占めた。従って第3委員会は、ジェンダーの視点を反映する決議案を採択するその他の委員会(第1、第4、第5、第6)のはるかに低い可能性を補った。委員会別内訳は、過去の結果と一致しており、すべての問題にジェンダーの視点を主流化するという総会の繰り返される呼びかけにもかかわらず、ジェンダー平等の問題が社会的・経済的問題以外の問題を扱う決議には継続してほとんど反映されていないことを示している。

表2
ジェンダーの視点を反映しているすべての総会決議の決議を採択した主要委員会別配分

本会議	23%
第1委員会	5%
第2委員会	18%
第3委員会	44%
第4委員会	6%
第5委員会	3%
第6委員会	1%

13. 傾向に関しては、過去3年間と比べて³、ジェンダーの視点を統合している総会決議の全体的割合にはほとんど進展がなかった(表3を参照)。この割合は、わずかな上昇傾向はあったものの、総

³ これらはない時期の結果は、事務総長の以前の報告書、A/62/271、A/64/218及びA/65/204に基づいて行われた分析に基づいている。第63回総会までの結果は、内容の分析が比較的少ない言葉のリスト(ジェンダー、性、女性、女兒、女性の、性的)に頼っているので、完全に比較できるものではない。

会の会期にわたってかなり低いままである。

表 3

ジェンダーの視点を含む総会文書の割合の傾向

会期	61回	62回	63回	64回		65回	
	決議	決議	決議	決議	SG報告書	決議	SG報告書
割合	23%	25%	30%	30%	50%	31%	T60%

(b)事務総長報告書

14. ジェンダーの視点は、決議よりも事務総長報告書に見られる可能性がより高かった。報告書の61%に、ジェンダーの視点が含まれていた。しかし、決議に見られる変化とマッチする変化が主要委員会間にあった。総会の本会議と第2・第3委員会に提出された報告書が、ジェンダーの視点を含まれている可能性が最も高く、第1委員会と第6委員会に提出された報告書がその可能性が最も低かった。

15. 傾向に関しては、第65回総会と第66回総会との間に、ジェンダーの視点を含む事務総長報告書の数に10ポイントの増加があった(表3を参照)。2010年に行われたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する脚光を浴びた行事の集中がこれを説明しているのかもしれない。これらには、第54回婦人の地位委員会中に開催された北京宣言と行動綱領の実施の15年後の見直し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する国際的に合意された目標とコミットメントの実施に関する経済社会理事会の年次閣僚見直し、ミレニアム開発目標に関する総会の高官本会議及び女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325(2000年)の10周年が含まれる。更に、新しいジェンダー平等機関に関する提案の総会での討議とこの結果としての2010年7月2日の決議64/289の採択が、政府間機関の作業にジェンダーの視点を包摂するための勢いを生み出す手助けとなった。

2. 経済社会理事会とその機能委員会

(a)決議

16. 2010年の経済社会理事会は、その決議の半数にジェンダーの視点を反映した(表4)を参照。婦人の地位委員会を除く理事会の機能委員会は、その決議の約3分の1にジェンダーの視点を反映した。機能委員会間に大きな変化はあるが、サンプルの量が少ないことがデータの解釈を難しくしている。

17. 傾向に関しては(表5を参照)、経済社会理事会

の2010年と2009年の比較(A/65/204)では、ジェンダーの視点を含む決議の割合に4%というわずかな増加を示している。このわずかな増加は、総会決議で明らかになった傾向と似ている。2009年根拠比較できるデータの欠除のために、同様の比較は機能委員会では行うことができなかった。

表 4

ジェンダーの視点を含まれている2010年の経済社会理事会とその機能委員会の決議及び事務総長報告書の数と割合の配分

	決議数	ジェンダーの視点を含む決議数	ジェンダーの視点を含む決議割合
経済社会理事会	38	19	50%
ECOSOC 機能委員会 ⁴	38	12	32%
犯罪防止刑事司法委員会	13	4	31%
麻薬委員会 ⁵	17	1	6%
人口開発委員会	1	1	100%
開発のための科学技術委員会	2	2	100%
社会開発委員会	5	4	80%
持続可能な開発委員会	0	-	-
統計委員会	0	-	-

	SG報告書数	ジェンダーの視点を含むSG報告書数	ジェンダーの視点を含むSG報告書の割合
経済社会理事会	20	17	85%
ECOSOC 機能委員会	38	24	63%
犯罪防止刑事司法委員会	6	4	7%
麻薬委員会	3	1	33%
人口開発委員会	4	4	100%
開発のための科学技術委員会	4	4	100%
社会開発委員会	4	4	100%
持続可能な開発委員会	9	6	67%
統計委員会	8	1	13%

表 5

ジェンダーの視点を含む経済社会理事会文書の割合(2009年と2010年)

2009年		2010年	
決議	SG報告書	決議	SG報告書
46%	77%	50%	85%

(b)事務総長報告書

18. 総会の結果と同様、経済社会理事会とその機

⁴ この結果には、ジェンダー問題をもつばら中心としていたために婦人の地位委員会、また2010年に会期が開かれなかったために国連森林フォーラムは含まれていない。

⁵ 麻薬委員会は、事務総長報告書の代わりに分析された事務局の報告書を検討する。

能委員会に提出された事務総長報告書は、決議よりもジェンダーの視点を含める可能性がより高かった。理事会に提出された事務総長報告書のほとんど(85%)及び機能委員会に提出された報告書の3分の2近く(63%)にはジェンダーの視点が含まれていた。

19. 経済社会理事会に提出された事務総長報告書には、一年で8ポイントのジェンダーの視点の反映が増加する傾向がある。この結果は、総会に提出された事務総長報告書で明らかになった傾向と一致している。データが限られているために、機能委員会の傾向の分析はできなかった。

B. 詳細な分析

20. 報告書と決議は、本報告書で定義されるジェンダーのへ視点を反映しているかもしれないが、それらはジェンダー平等問題に払う注意の程度においてしばしば大きく異なる。ジェンダーの視点を含む報告書と決議を中心として、本セクションは、文書内の言及の位置を調べ、それからそれら言及の中の文言の質的強度を検討している。

1. 位置

21. 政府間文書内のジェンダー問題への言及の位置は、その顕著さとフォローアップ行動の可能性を決定する。事務総長報告書は、報告書の本体のみならずその結論と勧告の中でそれらを述べる時に、ジェンダー平等問題により多くの注意を引く。決議は、前文とパラグラフの中でそれらを述べることによって、ジェンダー平等問題をより強調する。全文とパラグラフの双方でジェンダー平等問題に対処することにより、決議は、先ず第一に問題の枠組みを作り、それから特定の行動又はこれに対処する勧告を示す。

22. 総会と安全保障理事会によって採択された決のそれぞれ20%と17%がパラグラフ中にはジェンダー関連の勧告がない状態で、前文にだけジェンダーへの言及が含まれていた⁶。しかし、決議の前文の部分とパラグラフの部分の双方にジェンダーの視点を反映する可能性は、総会よりも理事会の方が高かった: 理事会決議の61%と比べて、総会決議の45%が双方の部分でジェンダーへの言及が含まれていた。

⁶ 分析は、高官行事からの宣言又は成果文書採択されたり、支持されたりした決議には当てはまらなかったため、前文とパラグラフに関する結果は、総会の82の決議と理事会の18の決議に関連している。

23. 事務総長の報告書も、ジェンダー平等問題の位置が様々である。更なる行動のための結論及び/又は勧告を含んでいる総会への123の報告書のうち、わずか28%が、報告書本体で、ジェンダーの視点を結論及び/又は勧告での言及と結びつけていた。経済社会理事会に提出された報告書は、報告書の本体と結論/勧告の双方でジェンダー問題を述べる可能性がずっと高かった: 結論及び/又は勧告のセクションのある理事会への報告書の64%又は14本中9本に本体及び結論と勧告の一方又は双方にジェンダーへの言及が含まれていた。

2. 質的評価

24. ジェンダー平等問題は、報告書又は決議の重要なセクションに組み入れられているかもしれないが、そのインパクトは、言及の中で用いられる文言の強さ次第である。この側面を捉えようとする試みにおいて、政府間文書が質的変数に対して検討された。事務総長報告書は、2つの変数、つまりジェンダー平等問題の「範囲」とジェンダー論議の「質」に対して質的に評価された。分析は、分析を支えるに適切な数があったので、総会文書についてのみ行われた。

25. 範囲に関しては、報告書の残りの部分でのいくつかの言及のみならず、ジェンダー平等に関する特別のセクションを含む報告書は、範囲が狭いと定義された。中程度の範囲は、どこか中間点にあたった。

26. 報告書の質的分析は、「女性を含め」といったようなおざなりな言及を質が低いと分類し、性別量的データを含めた正確な事実及び/又はジェンダー分析を提供している報告書は、中程度から高質にわたった。例えば、以下の報告書からの抜粋は、様々な状況を考慮に入れて、ある出来事的女性と男性に与えるインパクトを分析しているため、質が高いと考えられた: 「地震が起こった時、男性は仕事で子どもたちは学校から家に帰る途中だったが、多くの女性は家にいたので、女性が、死傷者の最も大きな割合を占めた可能性がある」(A/65/335、パラ4)。最も質が高いと考えられるもう一つの例は以下の通りである: 「国の政党の指導者との事務総長特別代表との月例会合、女性の政党代表及び女性団体を含む市民社会団体との3カ月に1度の会合」(A/65/746、パラ29に続く)。

27. 報告書よりも短い傾向のある決議は、一つの変数に対してだけ分析され、ジェンダー平等問題

への重点が低いものと中程度のものと高いものとに分類された。ジェンダー平等問題に高い重点を置くと考えられる決議は、複数のパラグラフにキーワードが現れ、女性と女兒の状況とニーズに関する特別の文言を持つことによって明らかにされた。1回の表面的な言及を含む決議は、重点の低さを反映しているものと考えられた。

(a) 事務総長報告書

28. 表6は、範囲と質という2つの変数にわたって、総会への事務総長報告書の配分を示している。報告書の30%(146本中45本)は範囲も質も高いが、21%は、範囲も質も低かった。報告書は、ジェンダー平等問題の範囲においてもこれらの包摂の特徴においても大きく異なるが、範囲と質との間には一般的に相関関係がある傾向にあった。全体的に、報告書はどちらかと言えばジェンダー平等問題の範囲が中程度であるかまたは高く、報告書の49%が低/低又は中/低と考えられる報告書の30%と比べて、高/高又は中/高であった。

表6
総会への事務総長報告書におけるジェンダーへの言及の頻度別範囲と質

		範囲		
		低	中	高
質	高	3	20	45
	中	9	28	6
	低	30	5	

29. 更なる検討で、報告書の約40%に性別量的データが含まれていることが分かった。しかし、提供されるデータの正確さの程度はさまざまであった。報告書の中には、絶対数(例えば、代表の総数を明らかにせず女性の政治的代表的者の数)を提供したものもあれば、比較データ(例えば、プログラムから利益を受ける女性の割合)を示したものもあった。場合によっては、報告書が、量的データが利用できないという事実を注意を引いた。例えば、「事務局の構成: 無報酬の職員、退職者、コンサルタント」と題する報告書があり、これが性別その他の変数別の広範なデータを提供しており、几帳面に、何時、どの事務所で、何人の人の性別データが欠除しているかを示している。

(b) 決議

30. 総会決議のわずか3分の1しかジェンダーの視点を含んでいないが、ジェンダーの視点を含んでいる85の決議は、かなり明確にジェンダーの視点を含める傾向にあった。そのような決議の約80%が、ジェンダー平等問題を高程度・中程度に

統合していた(表7を参照)。これは、ジェンダーの視点を示すキーワードが複数のパラグラフに見られることや女性と女兒の状況やニーズに関する明確な文言があったことを意味している。

31. 中程度、高程度の決議の多くには、女性と女兒の特別な状況を認めることを表し、そのニーズを考慮に入れた行動の提案を含むパラグラフが含まれていた。例えば、食糧への権利に関する総会決議65/220では、一つにはジェンダー不平等と差別の結果として、飢餓・食糧の不安定・貧困によって女性と女兒が不相応に影響を受けるという懸念を表明し、食糧への権利の完全かつ平等な実現を確保し、彼女たちが自分とその家族に食糧を与えることができるようにする教育・科学・技術への完全で平等なアクセスのみならず、所得、土地と水及びその所有権を含め、女性が資源への平等なアクセスを持つことを保障する措置を要請した。

表7
ジェンダーの視点を含む総会決議においてジェンダー平等問題に重点を置く程度

高程度	42%
中程度	37%
低程度	21%

32. 総会と経済社会理事会とその機能委員会の事務総長報告書と決議にジェンダーの視点を主流化する際に遂げられた進歩にもかかわらず、多くの報告書は、ジェンダーに中立的にコミュニティ内の開発課題に継続して対処している。例えば、暴力の形態、特に性的搾取と虐待及び人身取引への言及の大多数は、被害者と加害者の性を特定することを省略した。「人」、「子ども」または「人道職員や平和維持職員」のようなジェンダーに中立的な用語が普通用いられ、ジェンダー関連のパターンを消し去り、時が経つにつれて変化する可能性を隠している。どのような割合でどのようなグループが影響を受けるかを知ることは、政府間機関が適切な政策対応を考え出す鍵である。

33. ジェンダーの視点を統合している報告書や決議で、男性と男児に言及しているものはほとんどない。ジェンダーの視点を統合することは、女性と男性、女兒と男児のそれぞれに関する計画された行動の意味あいのみならず、彼らの状況とニーズを評価することを意味する⁷。ジェンダーに配慮した分析が、女性を中心とするのみならず、男性

⁷ この理解は、ジェンダー主流化に関する経済社会理事会の合意結論1997/7/2に基づく。

の視点からも問題を検討することを保障することは、ジェンダーに基づく取組への支援を広げる手助けともなる。

34. 年齢の側面がしばしば不在であることも注目に値する。決議や報告書は、典型的に女性又は子どもに言及したが、年齢又は年齢層に明確に言及することはめったになく、女兒への明確な言及はあまりなかった。女兒は特別な形態の差別に直面しており、報告書の中で適宜女兒を明確化することは、政策介入を鋭くする手助けとなろう。同様に、若者に言及している文書は、この用語を性と年齢で分けることはめったになく、対処すべきこの問題に関する効果的政策策定を難しくしている。

35. 本セクションで用いた質的評価の取組には限界があることは疑いないが、この結果は、ジェンダーの視点を政府間機関と国連全体の作業に組み入れる際の進歩を理解する際の重要な手段となる。

V. ジェンダーの視点を主流化するための機会としての国連高官政府間行事

36. 政府間機関の定期会期の産物である決議や事務総長報告書とは別に、国連は、毎年いくつかの高官行事も開催する。これら行事---そのフォローアップ・プロセスのみならず、首脳会合、会議、特別会期---は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する重要な機会を提供する。その準備は、ジェンダー平等問題を強調する多くの見込みを提供し、行事は各国政府が女性のエンパワーメントに対して目に見えるコミットメントをする場合ともなり、フォローアップ・プロセスの場合には、以前のコミットメントを新たに作る機会ともなる。

37. 本セクションは、総会決議 65/191 に引用されている 3 つの高官行事、つまり 2011 年に開催された第 4 回国連後発開発途上国会議、2012 年に開催される国連持続可能な開発会議、2013 年に開催される 2002 年の高齢者に関するマドリード国際行動計画の見直しと評価に照らして、これら機会を調べる。

38. 第 4 回国連後発開発途上国会議は、貧困の中で暮らしている女性と女兒のニーズに対する意識を高める重要な機会であった。イスタンブールで 2011 年 5 月 9 日から 13 日まで開催されたが、この会議は、議員、国連機関の長、NGO と民間セクターからの上級代表のみならず、大勢の国家と政

府の長を引きつけた。事務次長兼ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) の事務局長が会議の開会セッションで演説し、6 つの高官意見交換テーマ別討議の 1 つは、人間開発と社会開発、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを中心とするものであった。

39. さらに 45 の特別行事のうち 5 つが、特に貿易、持続可能な開発、経済的エンパワーメント、移動ケア・ワーカー、移動と送金に関連したジェンダー平等問題を中心としていた。会議で入手できる資料の中に、討議される様々な問題に関してジェンダーの視点を提供する UN-Women が作成した一連の重要なメッセージがあった。

40. 会議は、ジェンダー平等問題へのいくつかの言及を含む 2011 年から 2020 年までの 10 年間の後発開発途上国のための行動計画(A/CONF.219/Rev.1 を参照)を生んだ。総会決議 65/280 で支持されたこの成果文書は、後発開発途上国の持続可能な開発のための新しい措置と戦略を概説している。

41. 重要なのは、以前の行動計画の実施を見直している成果文書の第二セクションが、女性をエンパワーする際に遂げた進歩について報告し、学んだ教訓として、ジェンダーとその他の幅広い問題の貧困根絶との関連性を述べていることである。「開発のための新たな強化されたパートナーシップ」と題する第 3 セクションは、新しい行動計画の目標とそれを実施する原則の双方にジェンダー平等を挙げている。第 4 セクションは、行動の 8 つの優先領域を定めているが、そのうちの 5 つは、ジェンダー平等問題への言及を統合している。「人間開発と社会開発」の優先領域の下で、特別なサブ・セクションが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに捧げられている。

42. 比較してみると、総会決議 55/279 で支持された 2001 年から 2010 年までの行動計画は、その 7 つの優先領域のすべてにジェンダー平等への言及を組み入れている。それは、貿易、気候変動、災害緩和を論じるサブ・セクションにも、ジェンダー平等問題への言及を含めている。2011 年から 2020 年までの行動計画では、「貿易」、「商品」、「重複する危機とその他の新たな課題」に関する優先領域は、女性のことを何も述べていない。この点で、第 4 回会議の成果文書は、なんとなく物足りなく、より強いジェンダーの視点を含めてもよかったであろう。

43. 来るべき国連持続可能な開発会議と 2002 年

の高齢者問題に関するマドリード国際行動計画は、より完全にジェンダーの視点を組み入れるための機会を提供する。この2つの行事は、まだ準備段階にある。つまり、国連持続可能な開発会議は、ブラジルのリオデジャネイロで2012年6月に開催されるし、2002年の高齢者問題に関するマドリード国際行動計画の見直しと評価は、2013年の第51回社会開発委員会中に開かれる。

44. 高官行事の成果文書で、ジェンダー平等に払われる注意の程度は、その行事の準備を通してジェンダーの視点の包摂に大きく依存している。第4回国連後発開発途上国会議の準備プロセスは2009年に始まり、以前の行動計画の結果を評価し、後発開発途上国の持続可能な開発のための新たな措置と戦略を考案する多数の活動が含まれた。しかし、準備文書の見直しは、ジェンダーの側面が必ずしも強く反映されていないことを示している。さらに、16の会議前テーマ別行事の中で、もっぱらジェンダー平等問題を中心とするものはなく、これら行事の15の成果を概説する文書(A/CONF.219/IPC/10)は、わずか2つの行事でのみジェンダー平等問題に言及している。

45. 国連諸機関は、準備活動を組織し調整する際に重要な役割を果たし、そのようにして高官行事にジェンダーの視点の包摂を推進するその機会を利用できる。特に、2002年の高齢者問題に関するマドリード国際行動計画の第2回見直しと評価の準備として、早い段階で、このプロセスに影響を与える機会がある。2010年12月に、国連人口基金は、事務局の経済社会問題局や世界保健機関と協力して、見直しと評価行動の進歩について報告する際に国々が利用できる一連の指標を作成するために、専門家グループ会議を開催した。このリストの中で、高齢者の生活の質を評価するほとんどすべての指標が、性別データを要請している⁸。この包摂は、提供されるデータがこれに続く準備活動と報告書に影響を与えるので重要である。

46. 女性の権利の推進に積極的な市民社会団体の参画も、準備プロセスと高官行事にジェンダーの視点を含める際の決定的要因となり得る。行事に先立ってインプットを集め、意識を高めるために、国内・地域・国際レベルで典型的に行われる多くの活動は、これら団体がその意見を聞いてもらい、成果文書に影響を及ぼす多くの道を提供する。

47. 市民社会の貢献を活用する特別の努力は、そ

のかかわりの程度において最高の結果を生む。持続可能な開発に関する国連会議は、正式に9つの認められた主要グループを関わらせているが(総会決議64/236を参照)、その一つが女性である。これは、準備プロセスに女性団体の参画を確保する手助けになっている。例えば、女性団体は、2010年5月と2011年3月の準備委員会で、主要グループに交じって、多数の代表を送り、数多くの演説を行った。女性の主要グループは、これら会議の2つのテーマの一つ「持続可能な開発と貧困根絶の状況でのグリーン・エコノミー」に関して立場表明文書も提供した。第4回国連後発途上国会議の準備は、市民社会の参画を要請する3つの総会決議(決議65/171、64/213及び63/227)によって導かれたが、女性団体のことは特に述べられておらず、従っておそらく成果文書へのそのインパクトは限られている。

48. ジェンダー平等に関する国連システムの作業を導き、調整するマנדートを持つUN-Womenの設立は、高官政府間プロセスにジェンダーの視点の完全な統合を確保する橋渡しとして役立つことができる。UN-Womenは、国連持続可能な開発会議の準備プロセスに関わり、女性主要グループの運営委員会と協働している。さらに、UN-Womenは、準備プロセスと会議での討議の前面にジェンダー平等問題を出すための多くの活動を企画している。

VI. 婦人の地位委員会の貢献

49. 決議65/191の第3パラグラフで、総会は、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果の完全実施に基づいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、国連システム内のジェンダー主流化を推進し、監視する際の婦人の地位委員会の触媒的役割を認めた。婦人の地位委員会は、委員会がもっぱらジェンダー平等問題を中心に行っていることを仮定して、結果に偏見を与えることを避けるために、本報告書で報告される内容分析には含まれていないが、この機関は、第4回世界女性会議のフォローアップに対して主たる責任を有し、ジェンダー主流化の戦略を推進する際に、大きな役割を果たし続けている。

50. 第54回委員会は、第4回世界女性会議の15周年を記念し、経済社会理事会の作業に重要な貢献をした。委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際的に合意された目標とコミットメントの実施に関する年次閣僚見直し

⁸ <http://social.un.org/index/LinkClick.aspx?filetidket=rxM-regd7PX%3d&tabid=1261> を参照。

へのインプットとして、高官ラウンド・テーブルと3つのパネル・ディスカッションの概要を理事会に提出した。北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の見直しと、もともと委員会に提出されたミレニアム開発目標の実現に向けてジェンダーの視点を形成することへのその貢献に関する事務総長の報告書(E/2010/4-E/CN.6/2010/2)も、経済社会理事会の高官セグメントの基礎として役立った。経済社会理事会が直接採択した2010年閣僚宣言は、その報告書の結果と勧告を基にしていた。それらの点で、委員会の作業は疑いなく、理事会決議2006/9に応じて、他の機関の作業と国連システム全体にジェンダーの視点が組み入れられる程度に影響を及ぼした。

51. 婦人の地位委員会の実質的事務局として役立っているUN-Womenは、ジェンダー主流化を推進する際に、触媒的役割を果たす委員会の能力を更に強化することが期待されている。特に、強化されたUN-Womenの国別駐在は、事業活動からの視点をもたらし、このようにして、委員会によって作成される規範的ガイダンスと現地での実施活動との間のギャップを埋めることによって、総会のみならず、委員会への事務総長報告書の豊かさに繋がるべきである。

52. 従って、婦人の地位委員会は、依然として、その作業が、高官行事にジェンダー平等問題への注意を高めることのできる重要な行為者である。ジェンダー主流化の戦略を推進するその役割の行使において、委員会は、国連持続可能な開発会議の準備へのインプットとして、2011年3月の第55回委員会中に、ジェンダー平等と持続可能な開発に関する意見交換パネル討論を開催した。委員会は、その会期で、ジェンダー平等を主流化し、気候変動政策と戦略に女性のエンパワーメントを推進することに関する初めての決議も採択し(E/2011/27、決議55/1を参照)、これがこのテーマでの更なる作業の基礎として役立つことができる。

VII 結論と勧告

53. 国連の政府間作業は、継続して、国連の作業と加盟国の作業にジェンダーの視点を主流化するための多様な機会を提供している。本報告書に含まれている分析は、これら政府間プロセスにジェンダーの視点を組み入れる際に、ある程度の進歩があったことを示している。総会及び経済社会理事会への事務総長報告書がジェンダーの視点を反映していることを保障する際に特別な進歩があった。決議に関しては、進歩はより限られていた。

高官行事は、継続して、政府間プロセスにジェンダーの視点を組み入れ、それらを主要成果文書に反映させる良い機会を提供している。さらに、この報告書の分析の一部として行われた政府間文書の詳細な見直しは、多くの場合、キーワードを述べることによって定義されているように、ジェンダーの視点の包摂が、ジェンダー平等問題への真の重点を反映していることを示している。

54. これら建設的手段にもかかわらず、政府間プロセスは、政府間機関及びそのマンデート内の検討の下にあるすべての問題にジェンダーの視点を主流化するために最高に利用されてこなかった。ジェンダーの視点を含んでいる総会、経済社会理事会及び経済社会理事会の機能委員会の決議の割合は、低いままであり、より長期的な高度な企画と討議を伴う、従ってジェンダーの視点を含めるより多くの機会を提供する高官行事でさえも、必ずしもジェンダー平等問題への十分な注意を引くものではない。ジェンダー平等と女性のエンパワーメント問題への言及は、社会・経済問題を中心とした政府間プロセスで継続して最も強く証明されている。従って、総会内で、ジェンダーの視点は、第2・第3委員会のプロセスで継続して見られる傾向がある。

55. 本報告書で述べられた進歩と制約に照らして、ジェンダー平等に関する世界的コミットメントの達成における進歩を推進し、監視する際に、政府間機関の重要な役割を考慮に入れ、総会は、以下を望むかも知れない:

(a) 全ての国連首脳会合、会議及び特別会期及びそのフォローアップ・プロセスのみならず、検討中の、そのマンデート内にあるすべての問題にジェンダーの視点を完全に主流化するよう国連のすべての政府間機関への要請を繰り返し述べ、事務総長報告書及び政府間プロセスへのその他のインプットを要請する際に、ジェンダーの視点の包摂を組織的に求めるようそれらに要請すること。

(b) 政府間機関への事務総長報告書が、ジェンダー分析と性別・年齢別の量的データの提供、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する更なる行動のための具体的な結論と勧告を通して、組織的にジェンダーの視点を含めることを保障し、この点で、事務総長報告書にインプットを提供すすべての寄稿者にとって、ジェンダーの視点を反映することの重要性を伝えるよう事務総長に要請すること。

(c)性別・年齢別データの収集・分析・普及を改善し、この点での能力開発を強化し、政策策定を支援するために関連するジェンダーに配慮した指標を開発するよう各国を奨励すること。

(d)北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の実施において、市民社会、特に NGO と女性団体の重要な役割と貢献を強調すること。

(e)アウトリーチ、資金提供、能力開発を通して、女性団体とジェンダー平等問題を専門とする NGO の政府間プロセスへの参画を奨励し、支援するよう各国政府に要請すること。

決議(A/C.3/66/L.21)2000年11月8日採択

女子差別撤廃条約

総会は、

2009年12月18日の決議64/138を想起し、

1. 女子差別撤廃条約の状態に関する事務総長の報告書⁹を歓迎する。
2. 第44回・45回¹⁰及び第46回から48回までの¹¹女子差別撤廃委員会の報告書も歓迎する。
3. 女性の地位の向上の項目の下で、第67回・68回総会の意見交換対話に関わり、演説するよう、女子差別撤廃委員会議長に勧める。
4. 女子差別撤廃条約の状態に関する報告書を第68回総会に提出するよう事務総長に要請する。

決議(A/C.3/66/L.59)2000年11月8日採択

第4回世界女性会議のフォローアップ及び北京行動綱領及び第23回特別総会の完全実施

総会は、

2010年12月21日の決議65/191を含め、この問題に関する以前の決議を想起し、「ジェンダー平

⁹ A/66/99。

¹⁰ 第65回総会公式記録、補遺第38号(A/65/38)。

¹¹ 同上、第66回総会、補遺第38号(A/66/38)。

等と女性のエンパワーメントを支持する制度的取り決めの強化」と題する2010年7月2日の決議64/289のセクションをも想起し、

北京宣言と行動綱領¹²及び「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果¹³が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成への重要な貢献であり、すべての国々、国連システム、その他の関係団体による効果的行動に変えられなければならないことを強く確信し、

ミレニアム首脳会議¹⁴、2005年世界首脳会合¹⁵、ミレニアム開発目標に関する総会の高官本会議¹⁶及びその他の主要国連首脳会合、会議、特別会期でなされたジェンダー平等と女性の地位の向上に対するコミットメントを再確認し、その完全で、効果的で、促進された実施がミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成にとって不可欠であることも再確認し、

ジェンダー平等の達成に向けた進歩を歓迎するが、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果の実施には、依然として課題と障害が残っていることを強調し、

北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果の実施に対する責任は、主として国内レベルにあり、この点で強化された努力が必要であることを認め、完全に効果的で促進された実施のための強化された国際協力が極めて重要であることを繰り返し述べ、

北京宣言と行動綱領の実施の見直しにおける婦人の地位委員会の作業を歓迎し、第55回委員会で採択された完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進¹⁷を含め、女性と女兒の教育・訓練・科学・技術へのアクセスと参画に関する最近のものを含め、その合意結論のすべてに感謝と共に注目し、

2011年1月1日のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の完全事業化も歓迎し、

¹² 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議記録(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録I及びII。

¹³ 決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

¹⁴ 決議55/2を参照。

¹⁵ 決議60/1を参照。

¹⁶ 決議65/1を参照。

¹⁷ 2011年、経済社会理事会の公式記録、補遺第7号(E/2011/27)、第I章、セクションA。

市民社会、特に女性団体その他の NGO の参画と貢献は、北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会成果の実施にとって重要であることを認め、

ジェンダー主流化は、女性のエンパワーメントの推進と不平等の構造を変えることによりジェンダー平等を達成するために世界的に受容された戦略であることを再確認し、ジェンダー平等の領域で国連システムの能力を強化するというコミットメントのみならず、すべての政治的・経済的・社会的領域の政策とプログラムの立案・実施・監視・評価へのジェンダーの視点の主流化を積極的に推進するというコミットメントも再確認し、

開発のための資金調達ドーハ宣言：モンテレー合意の実施を見直すための開発のための資金調達に関するフォローアップ国際会議の成果文書¹⁸にあるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するコミットメントも再確認し、

女性差別と男女のステレオタイプの役割を永続化する差別的態度とジェンダー・ステレオタイプを変えることに対する課題と障害を念頭に置き、課題と障害が、男女間の不平等に対処する国際基準や規範の実施にも残っていることを強調し、

HIV/エイズ・コミットメント宣言¹⁹及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントが女性の HIV への罹患率を減らす基本として認められた、2011 年 6 月 10 日開催のエイズに関する高官会議で採択された HIV とエイズに関する政治宣言²⁰を再確認し、

国連憲章の第 101 条パラグラフ 3 に従って、公正な地位的配分の原則を完全に尊重して、国連システムの特に上級・政策決定レベルで、50 対 50 のジェンダー・バランスという緊急の目標が依然として達成されず、国連システムの女性の代表者数が、国連システムにおける女性の状態の改善に関する事務総長報告書²¹に反映されているように、システムのある部分では見るべき改善もなく、ほとんど停止したままであることに重大な懸念を表明し、

紛争防止と解決及び平和構築における女性の重要な役割を再確認し、

女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325(2000 年)、2008 年 6 月 19 日の決議 1820(2008 年)、2009 年 9 月 30 日の決議 1888(2009 年)、2009 年 10 月 5 日の決議 1889(2009 年)、2010 年 12 月 16 日の決議 1960(2010 年)、子どもと武力紛争に関する 2009 年 8 月 4 日の決議 1882(2009 年)を想起し、

1. 北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会成果の実施のフォローアップにおいて取られた措置と達成された進歩に関する事務総長報告書²²に感謝と共に注目する。

2. 第 4 回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果、並びに第 54 回婦人の地位委員会での北京宣言と行動綱領の 15 年後の見直しを評価で採択された宣言²³を再確認し、その完全かつ効果的で促進連れた実施へのコミットメントも再確認し、

3. 北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会成果の完全実施に基づいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実施し、国連システム内のジェンダー主流化を推進する際の婦人の地位委員会の触媒的役割のみならず、総会と経済社会理事会の主要な不可欠の役割も再確認する。

4. 北京宣言と行動綱領の実施と女子差別撤廃条約²⁴の下での締約国の責務の成就が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成の点で相互に補強し合うものであり、この点で、行動綱領と第 23 回特別総会成果の実施を推進することへの女子差別撤廃委員会の貢献を歓迎し、条約第 18 条の下での委員会への報告書に国内レベルで実施を高めるために取った措置についての情報を含めるよう、条約の締約国に勧める。

5. 女子差別撤廃条約とその選択議定書の下での責務に完全に従い、委員会の一般勧告のみならず、総括所見を考慮に入れるよう締約国に要請し、条約に付する留保条件の程度を制限することを考慮し、留保条件はできるだけ正確に狭く作成し、条約の目標と目的と相容れない留保条件がないことを保障するために、それらを撤回する目的で定期的に見直すよう締約国に要請し、条約をまだ批准・加盟していないすべての加盟国にこのことを

¹⁸ 決議 63/239、付録。

¹⁹ 決議 S-26/2、付録。

²⁰ 決議 65/277、付録。

²¹ A/65/334。

²² A/66/211。

²³ 2010 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正(E/2010/27 及び Corr.1)、第 I 章、セクション A を参照、経済社会理事会決定 2010/232 も参照。

²⁴ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

考慮するようにも要請し、選択議定書を署名、批准又は加盟していない加盟国にこれを考慮するよう要請する。

6. 管理、予算編成、人材のみならず、ガバナンス構造に関して UN-Women の効果的昨日において遂げられた進歩を歓迎する。

7. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業において、国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する UN-Women の重要な役割を再確認する。

8. その作業の不可欠の部分として、国連システム全体にわたって継続してジェンダー主流化を支援し、この点で国連システム全体にわたるジェンダー主流化の支援により強く、より組織的に重点を置くよう UN-Women に要請する。

9. 部門政策と規範的枠組みにジェンダーの視点を統合するのみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範、政策、基準を開発し、強化する努力において、加盟国を支援するという UN-Women のコミットメントを歓迎する。

10. UN-Women が速やかに、効果的にその戦略計画を実施できる適切な資金提供の重要性を認め、その目的を達成するための財源の動員が未だに課題であることも認め、法的・予算的規定が許す限り、核心となる、複数年にわたる、予見できる、安定した、持続可能な任意の寄付を提供することにより、UN-Women の予算のための資金提供を増やすよう加盟国に要請する。

11. 北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の実施のフォローアップと見直しにおいてその中心的役割を果たす際に婦人の地位委員会の作業を継続して支援し、適宜、委員会の勧告を実施するよう全ての行為者、特に各国政府、国連システム、その他の国際団体及び市民社会を奨励し、この点で、国内・国際レベルでの完全実施に対する課題を克服する際に、婦地委の継続する経験・学んだ教訓・好事例の分かち合い及び優先テーマの実施における進歩の評価を歓迎する。

12. 北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の完全かつ効果的実施を達成する行動を強化するよう、各国政府と機関、及びそれぞれのマנדート内で国連システムの関連基金・計画・専門機関、及びその他の金融機関を含めたその他の

国際・地域団体、NGO を含めた市民社会のすべての関連行為者に要請する。

13. 国家には、女性と女兒に対する暴力を防止し、被害者に保護を提供し、女性と女兒に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰するために相当の注意義務を行使する責務があり、そうできないことは、その人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にすることであることを再確認し、女性と女兒に対する暴力を撤廃する法律と戦略を作成し実施するよう各国政府に要請し、暴力がいかに女兒と男児、女性と男性を害し、ジェンダー平等をそこなうかについての理解を男性と男児の間に奨励し、この点で、継続中の事務総長の「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーンと UN-Women の社会的動員と「女性に対する暴力に対してノーと言おう」という提唱運動を継続して支持するよう加盟国を奨励する。

14. すべての国連首脳会合、会議、特別会期、及び 2012 年の国連持続可能な開発会議や 2013 年の第 51 回社会開発委員会での 2002 年のマドリード国際高齢者問題行動計画の見直しと評価のみならず、検討中のすべての問題に、それぞれのマנדート内でジェンダーの視点を完全に主流化する努力を強化するよう、主要機関、主要委員会と補助機関、年次閣僚見直しや経済社会協議会の開発協力フォーラムのような機能を含めた国連システム、基金・計画・専門機関への要請を繰り返し述べる。

15. 国連システムの諸機関は、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に向けた加盟国の努力への効果的支援を確保するために、そのマנדート内の作業に婦人の地位委員会の成果を組み入れることを要請し、この点で、作業の規範的側面と事業の側面との間の統合力・首尾一貫性・調整を確保するのみならず、具体的な結果に基づく報告メカニズムを確立するという UN-Women のコミットメントを歓迎する。

16. 北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の実施において、市民社会、特に NGO と女性団体の役割と貢献を継続して支援するよう各国政府に強く要請する。

17. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを専門としている女性団体とその他の NGO を、アウトリーチ、資金提供、能力開発の強化を通して、政府間プロセスに参画するよう奨励するよう、各国政府と国連システムに要請する。

18. 政府間プロセスへの事務総長報告書とその他のインプットにジェンダーの視点の包摂を組織的に要請するよう国連の政府間機関に要請する。

19. 総会、経済社会理事会及びその補助機関に提出される事務総長報告書が、質的ジェンダー分析、性別・年齢別データの提供及びジェンダーに配慮した政策開発を促進するために、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する更なる行動のための具体的結論と勧告により、適宜量のデータを通して、組織的にジェンダーの視点に対処するよう要請する。

20. 適宜 UN-Women を含めた国連機関、国際・地域団体、及びその他の行為者の支援を得て、多部門的努力とパートナーシップを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内追跡指標のみならず、性別・年齢別統計に関して国内のデータ収集と監視能力の強化を優先するよう加盟国を奨励する。

21. ジェンダー主流化を促進するために特にこの分野のすべての職員が、ツール、ガイダンス、支援を含め、訓練と適切なフォローアップを受けることを保障することにより、特に国連システムのすべての機関にジェンダーの専門家を維持することを通して、北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の完全で、効果的で、促進された実施を確保する際に、継続して積極的役割を果たすよう国連システムのすべての部分に要請し、ジェンダーの領域での国連システムの能力を強化する必要性を再確認する。

22. 特に開発途上国、後発開発途上国、経済移行期の国々、女性が代表されていない又は代表者数の少ない加盟国からの女性を考慮して、国連憲章の第 101 条パラグラフ 3 に従って、公正な地理的配分の原則を完全に尊重して、国連システムのあらゆるレベルで、50 対 50 のジェンダー・バランスという目標の達成に向けて進歩を遂げる努力を見直し、倍増し、ジェンダー・バランスの目標に関する管理職・部局の説明責任を確保するよう事務総長に要請し、国連システムの地位、特に平和維持活動を含め、上級・政策策定レベルの地位に任命するためのより多くの女性候補者を明らかにして、定期的に提出するよう加盟国を強く奨励する。

23. ジェンダー・フォーカル・ポイントを積極的に支援して、ジェンダー・バランスの目標の達

成に向けた努力を継続するよう国連システムに要請し、第 56 回婦人の地位委員会に口頭による報告を行い、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、国連システムの女性の地位の改善とジェンダー・バランスを達成する際に達成した進歩と遭遇した障害、進歩を促進するための勧告、国連システム全体の女性の数と割合、その機能と国籍を含めた統計、ジェンダー・バランスを推進するための人材管理事務所と国連システム事務局長調整理事会事務局の責任と説明責任に関する情報について第 67 回総会に報告するよう事務総長に要請する。

24. 政策、戦略、資金の配分、プログラムに関連する進歩に関して改善された監視と報告により、またジェンダー・バランスを達成することにより、国際・地域・国内レベルでジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対するコミットメントを実施するための説明責任を高める各国政府及び国連システムの努力の強化を奨励する。

25. 各国政府がジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に対して第一義的責任を担い、国際協力が、北京宣言と行動綱領の完全実施に向けて進歩する際に、開発途上国を支援する基本的役割を有することを再確認する。

26. 重要な業績、学んだ教訓、好事例、実施を高める更なる措置に関する勧告に関する情報を含め、ジェンダー主流化における進歩の評価と共に、北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の実施のフォローアップと遂げられた進歩に関して、「女性の地位の向上」と題する項目の下で総会に対し、並びに婦人の地位委員会と経済社会理事会に毎年継続して報告するよう事務総長に要請する。

決議(A/C.3/66/L.19/Rev.1)2011年11月15日採択

農山漁村女性の状況の改善

総会は、

2001年12月19日の決議 56/129、2003年12月22日の決議 58/146、2005年12月16日の決議 60/138、2007年12月18日の決議 62/136 及び 2009年12月18日の決議 64/140 を想起し、

2012年の第56回婦人の地位委員会で、農山漁

村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の撲滅、開発と現在の課題におけるその役割をその優先テーマとして検討するという婦地委の決定を歓迎し、

農山漁村女性は貧困削減の重要な担い手であること、彼女たちが貧しい脆弱な家庭において、食糧・栄養の安全保障と環境の持続可能性にとって極めて重要であること及びその他の点においても、彼女たちがすべてのミレニアム開発目標の達成にとっても極めて重要であることも認め、農山漁村女性が、土地・水・その他の資源への限られたアクセス又はアクセスの欠除、貸付・拡張サービス・農業インプットへの限られたアクセス又はアクセスの欠除、企画と意思決定からの彼女たちの排除、不相応な無償のケア・ワークの重荷のために、継続して経済的・社会的に不利な立場に置かれ続けていることを懸念し、

1. 事務総長の報告書²⁵に留意する。

2. 適宜国連機関や市民社会と協働して、見直しを含めた関連国連会議と首脳会合の成果を実施する努力を継続し、その統合され、調整されたフォローアップを確保し、特に以下により、その国内・地域・世界開発戦略で先住民族女性を含めた農山漁村女性の状況の改善を更に重要視するよう加盟国に要請する:

(a)協力とジェンダーの視点の強化、農山漁村女性の状況を改善し、ミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標に基づいて、存在するところでは貧困削減戦略文書を含め、開発政策とプログラム、貧困撲滅戦略を含めたマクロ経済政策の開発、実施、フォローアップへのその完全参画を通して、農山漁村女性の状況を改善し、そのニーズ、優先事項、貢献へ組織的注意を保障する機能的環境を醸成すること。

(b)農山漁村女性の政治的・社会経済的エンパワーメントを追求し、適宜、アフターマティヴ・アクション、女性団体、労働組合、又はその他の協会、農山漁村女性の権利を推進する市民社会グループへの支援を通して、あらゆるレベルの意思決定への完全で平等な参画を支援すること。

(c)ジェンダー平等と農山漁村開発プログラムと戦略の先住民族女性と障害を持つ女性を含めた農山漁村女性との相談と参画を推進すること。

(d)農山漁村女性の視点が考慮に入れられ、自然災害を含めた緊急事態、人道支援、平和構築、紛争後の再建に関連した政策と活動の立案・実施・フォローアップ・評価に彼女たちが参画することを保障し、この点で、農山漁村女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する適切な措置を取ること。

(e)あらゆる領域で採択される政策とプログラムから農山漁村女性が利益を受け、貧困の中で暮らす農山漁村女性の不相応な数が減少することを保障するために、農山漁村女性のニーズにさらに注意を払って、予算政策を含めた開発政策とプログラムの立案・実施・評価・フォローアップにジェンダーの視点を統合すること。

(f)農山漁村女性の特別な保健ニーズに対処し、質が高く、料金が手頃で、普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルスケアと出生前・出生後ヘルスケア・緊急産科ケア・家族計画情報のような領域を含めた支援サービスのみならず、農山漁村地域の女性のための到達できる最高の水準の健康へのアクセスを高め、提供する具体的措置を取り、HIV/エイズを含めた性感染症の予防に対する知識・意識・支援を強化することにより、妊産婦保健の改善に関するミレニアム開発目標5の達成に向けた進歩を促進するために、資金創出を含めた措置を強化すること。

(g)農山漁村女性と子どもの健康を改善するために、持続可能なインフラ、安全で清潔な飲用水と衛生へのアクセス、安全な調理・暖房慣行を推進すること。

(h)食糧と栄養の安全保障に関連するニーズを含め、農山漁村女性の基本的ニーズ及びその家族のニーズに応え、ディーセントな労働条件、エネルギーと輸送のような重要な農山漁村インフラ、科学と技術、地方のサービス、能力開発と人的資源開発措置及び安全で信頼できる水の供給、衛生、栄養プログラム、料金が手頃な住居プログラム、教育と識字プログラム、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、心理的側面を含めたHIV/エイズ予防、治療、ケア、サポート・サービスのような重要な農山漁村インフラの利用可能性、アクセス、利用の改善を通じた地方・地域・世界の市場へのアクセスのみならず、農山漁村女性の福祉を推進する努力に投資し、強化すること。

(i)農山漁村女性と女兒のすべての人権と基本的自由の享受を推進・保護する国内政策を立案・実施し、DV、性暴力、その他の形態のジェンダーに

²⁵ A/66/181。

基づくすべての暴力を含め、その権利の侵害や虐待を大目に見ることのない環境を醸成すること。

(j)しばしば資源へのアクセスがほとんどなく、脆弱な先住民族女性を含めた高齢女性に特に重点を置いて、基本的社会サービス、適切な社会保護/社会保障措置への平等なアクセス、経済資源への平等なアクセス、金融・インフラ・サービスを通じた高齢女性のエンパワーメントに関して、農山漁村地域の高齢女性の権利が考慮に入れられることを保障すること。

(k)特に意思決定への参画を通して、優先事項とニーズが政策とプログラムに完全に組み入れられることを保障するのみならず、特に保健と教育に関連して、生産的雇用とディーセント・ワーク、経済・金融資源、障害に配慮したインフラとサービスへの平等なアクセスを確保することにより、農山漁村地域の障害を持つ女性と女兒の権利を推進すること。

(l)銀行業務、現代の貿易、金融手続における農山漁村女性の経済的スキルを推進する特別の支援プログラムと諮問サービスを開発し、ますます多くの農山漁村地域の女性、特に母子家庭にその経済的エンパワーメントのための小額貸付及びその他の金融・事業サービスを提供すること。

(m)女性に経済的能力を高める資本、知識、ツールを提供する対照を絞ったプログラムのみならず、既存の貯蓄と貸付計画への女性のアクセスを高めるための国内レベル及び ODA を通じた資金を動員すること。

(n)特に非農業雇用機会を拡大し、労働条件を改善し、生産財へのアクセスを高めることにより、すべての国際・国内開発戦略と貧困撲滅戦略に農山漁村女性の雇用機会の増加を統合すること。

(o)特に農山漁村地域でインフラと時間節約・労働節約技術に投資し、家内活動の重荷を減らすことにより、女性と女兒に利益を与え、女兒に学校に通う機会を、女性に自営業にかかわったり、労働市場に参入したりする機会を与えること。

(p)女性の無償労働とインフォーマル・セクターで生み出される所得を含め、農場内外での生産への貢献が認められることを保障し、労働条件を改善し、生産財へのアクセスを高めて、農山漁村女性の有償の非農業雇用を支援すること。

(q)農山漁村女性と男性が、仕事と家庭責任を両立させることができるようにし、家事、育児、その他のケア責任を女性と平等に分ち合うよう男性を奨励するプログラムとサービスを推進すること。

(r)環境を保護する農山漁村女性の役割を推進しつつ、環境要因に対する女性の脆弱さを減らす戦略を開発すること。

(s)伝統的医薬、生物多様性、先住民族の技術に関連する先住民族社会、地方社会の女性の知識、革新的考え、慣行を保護する国内法の採択を適宜検討すること。

(t)公的統計に女性の無償労働を含める努力を強化することにより、時宜を得た、信頼できる、性別データの欠除に対処し、政策とプログラムの決定を伝える農山漁村女性に関する組織的で比較できる調査基盤を開発すること。

(u)農山漁村地域のジェンダーに配慮した政策立案と政策開発の基礎として役立つ農山漁村地域の生活時間とジェンダー統計を含めた比較できる性別データを収集し、分析し、普及する国内統計局の能力を強化すること。

(v)相続への平等な権利を含め、農山漁村女性が土地その他の財産を所有し、賃貸する権利を与えられることを保障する法律を立案・改正・実施し、貸付・資本・適切な技術・市場と情報へのアクセスの男性と同等の権利を女性に与え、司法と法的支援への平等なアクセスを保障する行政改革とすべての必要な措置を行うこと。

(w)女性と男性、女兒と男児が関わるコミュニティを基盤とした対話を通して、彼らに悪影響を及ぼすジェンダー・ステレオタイプと差別的傾向を撤廃するために、農山漁村女性の特別なニーズを考慮するジェンダーに配慮した教育制度を支援すること。

(x)料金が手頃で適切な技術とマス・メディアの利用を通して、農山漁村・農業女性のための教育・訓練・関連情報プログラムを推進すること。

(y)関連国連機関の技術支援を認めつつ、訓練プログラム、方法論とツールの開発と普及を通して、農山漁村女性が直面している課題と制約を明らかにし、対処するために、国内開発戦略、農山漁村開発、農業開発、貧困根絶、ミレニアム開発目標

の実施の領域で働く職員の能力を開発すること。

3. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化する法律・政策・プログラムを含め、農山漁村地域の女性に与える現在の世界危機の否定的インパクトを明らかにして対処する措置を取るよう、加盟国、国連機関、その他すべての関連関係者を強く奨励する。

4. プログラムと戦略において、農山漁村女性のエンパワーメントとその特別なニーズに対処し、支援するよう、国連の関連機関、特に開発の問題を扱っている機関に要請する。

5. 農山漁村女性が情報コミュニケーション技術の領域へのアクセスを持ち、完全に参画していることを保障する最高の実践例を明らかにし、情報の積極的利用者としての農山漁村女性と女兒の優先事項とニーズに対処し、技術の分野での女性に関するジェンダー・ステレオタイプを撤廃する適切な教育措置を取り、世界・地域・国内の情報コミュニケーション技術の開発と実施へのその参画を確保する必要性を強調する。

6. 関連国際団体と協力して開発され、実施されるものを含め、農山漁村女性の状況の改善を中心とした政策を策定し、プログラムを立案する際に、女子差別撤廃委員会への各国の報告書に関する委員会の総括所見と勧告を検討するよう加盟国に要請する。

7. 農山漁村女性の経済的エンパワーメントを推進し、予算枠組みと関連評価措置を含め、ジェンダーに配慮した農山漁村開発戦略を採用し、農山漁村女性と女兒のニーズと優先事項が組織的に対処され、彼女たちが貧困緩和、飢餓の撲滅、食糧と栄養の安全保障に効果的に貢献できることを保障するよう各国政府に勧める。

8. 農山漁村地域のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する進歩を促進する目的で、2012年6月20日から22日までブラジルのリオデジャネイロで開催される国連持続可能な開発会議の準備と成果に、先住民族女性を含めた農山漁村地域の女性の視点を統合するよう各国政府と国際団体を奨励する。

9. 総会決議 62/136 で宣言されたように、毎年10月15日に、国際農山漁村女性の日を継続して遵守するよう各国政府、関連国際団体及び専門機関に勧める。

10. 本決議の実施に関して、第68回総会に報告するよう事務総長に要請する。

決議(A/C.3/66/L.6/Rev.)2011年11月17日採択

国際ヴォランティア年10周年

総会は、

国際ヴォランティア年の実施のフォローアップに関する2008年1月18日の決議63/153及びその10周年記念を想起し、

国際年によって生み出された勢いが、社会のより幅広いセクション全体からのより多くの人々の関わりで、世界的にヴォランティア精神の活性化に貢献したことに注目し、

ヴォランティア精神が、貧困削減、持続可能な開発、保健、青少年開発、気候変動、災害予防、管理のような領域で、社会統合、人道行動、平和構築そして特に社会的排除と差別を克服することを目的とした戦略の重要な構成要素であることを認め、

ヴォランティア活動、特に世界中での国連ヴォランティア・プログラムの作業を支える国連システムの諸機関の既存の貢献を認め、世界ネットワークを通してヴォランティア精神を推進する国際赤十字赤新月社連盟の努力も認め、

国際ヴォランティア年の、統合され、調整されたフォローアップが国連システムの関連部分で追求され必要性を念頭に置き、

1. 2011年の国際ヴォランティア年10周年の遵守の成功を歓迎し、2011年の国際ヴォランティア年以来のヴォランティア先進の成長と発展も歓迎する。

2. 10周年が、各国政府、国連システム、市民社会、民間セクター・パートナー、世界中の社会の幅広いセクションからの人々の間の高められた前例のない程度の協働のための機会と勢いを提供していることを認め、世界中でヴォランティア精神の承認、促進、ネットワーク作り、推進の領域で、

国際年の目標を達成する更なる努力の必要性を再確認する。

3. ごく最近の東南ブラジルでの大地滑りと洪水、2011年3月に東日本を襲った破壊的地震のような世界の多くの部分での自然災害の余波における功績で証明されるように、災害防止と回復におけるその基本的役割のための国内・国際ボランティアの貢献を推奨する。

4. ボランティア精神とスポーツとの間の関連性の増加をも推奨するが、これは、オリンピック、パラリンピックのような大スポーツ行事の準備と組織への国内・国際ボランティアの貴重な貢献を通して、平和という理想の推進に貢献する。

5. 社会経済開発への相互扶助・自助といった伝統的な形態及び市民参画というその他の形態を含めたボランティア活動の貴重な貢献を認める。このようにして、ボランティア活動は、社会全体、コミュニティ及びボランティア・ネットワークに利益を与える。

6. 継続して適合し、実施し、見習い、規模拡大できるボランティア精神のリソースと好事例の分かち合いを育成するために、国際・地域・国内・地方レベルでのフォーカル・ポイントのみならず、知識と情報のプラットフォームの設立を支援するよう加盟国を奨励する。

7. ボランティアの保護を強化する適切な措置を取るよう加盟国とボランティアを奨励し、ボランティア活動の推進と管理における好事例の採用も奨励する。

8. 女性、子ども、若者、高齢者、障害者、マイノリティ、移動者及び社会的・経済的理由で排除されている人々を含め、社会のすべての部分に関わり、利益を与えるために、あらゆる形態のボランティア活動を認め、推進する必要性を再確認する。

9. ボランティア活動の推進にとっての市民社会団体の重要性を認め、この点で、加盟国、国連、市民社会の間の対話と意見交換を強化することが、ボランティア活動の拡大に貢献することを認める。

10. ボランティア活動が人間開発に貢献することに留意し、地方・国内・地域・国際レベルで共通の目標をめぐる強力で統合力のあるヴォラン

ティア連合を築く機会を提供する平和・開発プログラムとイニシアティブに、より完全にボランティア活動を統合するよう各国政府に勧める。

11. ボランティア活動を支援し、推進するために各国政府が取った行動に留意し、そのような行動を継続するようとの呼びかけを繰り返し述べる。

12. 様々な形態のボランティア活動をその政策・プログラム・報告書でさらに認め、統合するよう国連の関連団体と機関に要請し、ボランティアとボランティア団体の貢献を認め、今後の国連及びその他の関連国際会議へのその参加を奨励する。

13. 市民社会を含めたすべての関連パートナーを更にかかわらせ、個人がボランティア活動に関わり、ボランティアの福祉を推進するための機能的環境を醸成するために、その協力と調整を促進することの重要性を認め、この点で、ボランティア精神を支援する民間セクターの関わりを拡大を歓迎し、企業のボランティア活動と被雇用者のボランティア活動を拡大することにより、その更なるかかわりを奨励する。

14. 2011年9月3日から5日までのドイツ国ボンで開催された広報局/NGO会議のみならず、2011年9月15日から17日までブダペストで開催された国際赤十字赤新月社連盟と共同開催された世界ボランティア会議の準備として、キト、アンカラ、マニラ、ダカールで開催された国際年10周年の共同開催の地域協議会と世界ボランティア会議を含め、加盟国を支援する国際年10周年のフォーカル・ポイントとしての国連ボランティアの作業を歓迎し、国内・国際ボランティアの動員とオンライン・ボランティアリングのような比較的新しい革新的な募集形式の開発を通して、ボランティア活動を推進する努力を継続するよう国連ボランティアに要請する。

15. 人対人の関係がボランティア精神の核心的価値であることを強調し、世界のネットワーク作りのハブとしての世界ボランティア・ウェブを含め、国内・地域・国際レベルでのボランティアとすべての関連パートナーの間にネットワークを築き、強化する更なる努力を奨励する。

16. 国際年10周年の推進において、国内委員会と調整機関の積極的かかわりを歓迎し、パートナーシップを築き、経験と好事例を分かち合うためのこの世界ネットワークを更に強化することの重

要性を強調する。

17. ヴォランティア機会のグローバル化を促進するために、国内のボランティアと国際ボランティア派遣機関との間の連携を更に強化する必要性を認める。

18. ミレニアム開発目標の達成へのボランティア活動の重要性を強調し、ボランティア活動の推進への人を中心とした包括的取組を要請する。

19. 持続可能な開発と関連イニシャティヴの達成へのボランティア活動と個人とコミュニティの参画の重要な貢献も強調する。

20. ボランティア活動は、若者が技術を身につけ、能力を築き、その雇用可能性を高めることもできるようにしつつ、平和で包摂的社会的開発に貢献する若者のかかわりと指導力のための貴重な機会を提供することを更に強調する。

21. ボランティアの安全保障と保護を高める努力を支援するその他のボランティアが関わる団体と協力するよう、各国政府と国連システムに要請する。

22. 責任を果たす際に、国内と地方の規範と習慣を尊重する、ボランティアが関わる団体とボランティアの心の準備を奨励する。

23 国際年のフォローアップとその10周年記念のための2回の本会議が、以下のように開催されることを決定する:

(a)2011年12月5日午前10時に開かれる開会本会議で、総会議長、事務総長、5つの地域グループの議長、開催国の代表、国連ボランティアの執行コーディネーターによるステートメントが行なわれる。

(b)本会議の開会に続いて、国連開発計画総裁、報告書の主幹、2人の選ばれた国連ボランティアの参加を得て、第一回*世界ボランティア活動の状態の推進*が、午後1時まで開かれる。

(c)午後3時から6時まで開かれる本会議で、総会の加盟国とオブザーヴァーの地位を持つ国々によるステートメントが行なわれる。

24. 「社会開発」と題する項目の下で、第67回総会にこのテーマに関して報告するようこの事務

総長に対する要請を念頭に置いて、今後10年とそれ以降の平和と開発にボランティア活動を更に統合するという勧告のみならず、国際ボランティア年10周年の構成に関する完全な報告書を楽しみに待つ。

決議(A/C.3/66/L.20/Rev.1)2011年11月18日採択

女性と政治参画

総会は、

国連憲章で述べられ、人権条約の目的と原則に導かれるように、人権と基本的自由を推進し保護するすべての国々の責務を再確認し、

すべての人々が自国の政府に直接又は自由に選ばれた代表を通して参加する権利、公務に平等にアクセスする権利を有すると述べている世界人権宣言²⁶も再確認し、

世界中の女性の人権と基本的自由と平等を確認し、特に締約国が国の政治的・公的生活において、女性差別を撤廃するすべての赤切な措置を取ることとすると述べている女子差別撤廃条約²⁷に導かれ、

北京宣言と行動綱領²⁸及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果²⁹を再確認し、

世界中でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する国々の努力を支援するのみならず、国連システム内でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための行動を指導し、推進する際のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の中心的役割を認め、

多くの国々での代表的な透明性のある説明責任のある政府の達成に向けて女性がしてきた重要な貢献も認め、

平和時・紛争時を含めあらゆる状況で、政治的

²⁶ 決議217A(III)。

²⁷ 国連、*条約シリーズ*、第1249巻、第20378号。

²⁸ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録I及びII。

²⁹ 決議S/23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

移行のあらゆる段階で女性の政治参画が極めて重要であることを強調し、多くの障害が未だに女性が男性と同等に政治生活に参画することを妨げていることを懸念し、この点で、政治的移行の状況が、そのような障害に対処するユニークな機会を提供することに注目し、

国際平和と安全保障の達成と維持、人権の完全実現、持続可能な開発と経済成長の推進、貧困・飢餓・病気の根絶に世界中の女性が継続して行っている重要な貢献を認め、

あらゆるレベルの意思決定で、男性と同等に女性の積極的な参画が、平等、持続可能な開発、平和、民主主義の達成の基本であることを再確認し、

世界のあらゆる部分の女性が、しばしば、差別的な法律、慣行、態度と文化的なジェンダー・ステレオタイプ、教育程度の低さ、ヘルスケアへのアクセスの欠除及び貧困が女性に与える不相应な影響の結果として、政治の領域から大きく周縁化され続けていることを大変に懸念し、

女性が社会と政治プロセスに完全に貢献するために必要な知識とスキルを身につけることを保障するために、政治・公共政策、経済学、市政学、情報技術・科学の教育と訓練を通して、すべての女性をエンパワーすることの重要性を認め、

2000年10月31日の安全保障理事会決議1325(2000年)、2008年6月19日の決議1820(2008年)、2009年9月30日の決議1888(2009年)、2009年10月5日の決議1889(2009年)、2010年12月16日の決議1960(2010年)及びその他の関連国連決議に従って、紛争防止と解決、平和構築における女性の重要な役割及び紛争防止と解決と紛争後の社会の再建に関する意思決定における女性の役割を高める加盟国と国連システムの必要性を再確認し、

法律と慣行における女性差別に関する人権理事会に夜作業部会の設立に感謝と共に注目し、

1. 女性と政治参画に関する2003年12月22日のその決議58/142を再確認する。

2. 政治プロセスへの女性の参画を差別的に妨げ、制限する法律、規則、慣行を撤廃するよう全ての国々に要請する。

3. 女性の政治参画を高め、男女間の平等の達成を促進し、政治的移行の状況を含め、あらゆる状況で、以下に関して、女性の人権を推進・保護するようにも、すべての国々に要請する:

(a)政治活動への関わり。

(b)公的問題の管理への参加。

(c)自由な結社。

(d)平和的集会。

(e)意見の表明及び自由に情報や考えを求め、受け、伝えること。

(f)選挙及び国民投票で投票し、男性と同等に公職に選ばれる資格を有すること。

(g)政府の政策の策定とその実施に参画し、公職に就き、政府のあらゆるレベルで公的機能を果たすこと。

4. 既存の制度の改革を要請するかどうかの決定から、移行期にある政府に関連する決定、政府の政策の策定、新しい民主的政府を選ぶ手段に至るまで、政治改革のあらゆる段階で、男性と同等に女性の参画を確保する効果的手段を取るよう、政治的移行の状況にある各国に要請する。

5. 女子差別撤廃条約の下でのその責務に完全に従うよう全ての国々に要請し、条約を批准又は加盟していない国々にそうするようにも要請し、その選択議定書の署名・批准・加盟を検討するよう、締約国にさらに要請する。

6. 女性の平等な参画を確保するために特に以下の行動を取るよう全ての国々に要請し、その既存のマンデートに従って、その努力において各国への支援を強化するよう国連システム及びその他の国際・地域団体を奨励する:

(a)選挙制度が女性の政治参画と公職におけるその代表者数に与える異なったインパクトを見直し、適宜そのような制度を調整・改革すること。

(b)男女どちらかの劣性・優性の考え又は男女のステレオタイプの役割に基づき、政治の領域への女性のアクセスと参画に対する障害となる偏見を撤廃し、女性の政治参画に対する包摂的取組を採用するすべての適切な措置を取ること。

(c)女性の参画を直接的・間接的に差別するすべての障害を除去し、ジェンダーの視点から問題を分析するその能力を開発し、政党内の意思決定のあらゆるレベルに完全に参画する女性の能力を適宜推進する政策を採用するよう政党を強く奨励すること。

(d)コミュニティ、地方、国内、国際レベルの政治プロセスへの女性の参画の重要性に対する意識と認識を推進すること。

(e)選挙プロセス、政治活動及びその他のリーダーシップ活動に参画するよう女性を奨励するメカニズムと訓練を開発し、女性と相談して、適切なツールとスキルを開発し、提供することにより、公的責任を取るよう女性をエンパワーすること。

(f)あらゆるレベルの政治的意思決定への女性の参画に対する直接的・間接的障害を撤廃し、女性の参画を高める適切な措置を政府機関及び公共セクター機関内で実施すること。

(g)政治的意思決定におけるジェンダー・バランスを適宜推進する戦略の実施を促進し、女性にすべての公職を競う公平で平等な機会があることを保障するよう政党を奨励するすべての適切な措置をとること。

(h)周縁化された女性を含め、女性のニーズに対する技術の対応力を改善しつつ、より幅広い民主的プロセスへの政治的参画を可能にし、かかわりを推進するために、e-ガヴァメント・ツールを含め、情報コミュニケーション技術への女性のアクセスを改善し、拡大すること。

(i)公職にある女性及び候補者である女性の暴力・攻撃・ハラスメントの申し立てを捜査し、そのような犯罪に対するゼロ・トレランスの環境を醸成し、説明責任を確保し、責任あるものを訴追するためにあらゆる適切な手段を取ること。

(j)先住民族女性、障害を持つ女性、農山漁村地域の女性及び民族的・文化的・宗教的マイノリティの女性を含め、周縁化されているかもしれない女性のあらゆるレベルの意思決定への更なるかかわりを奨励し、あらゆるレベルの政治及び意思決定へのアクセスと参画において周縁化されている女性が直面する障害に対処し、これと闘うこと。

(k)政治プロセスと女性の政治策ン核の重要性

に関して、特に若い女性と女兒を含めた青少年と子どもの意識啓発とオリエンテーションに向けたプログラムの推進を奨励すること。

(l)男女間の家庭責任の公正な分かち合いと有償・無償労働の二重の重荷を減らすことが、女性の政治参画のための機能的環境を醸成する手助けになることを念頭に置いて、家庭生活と職業生活を両立させる措置が、男女に平等に当てはまることを保障すること。

(m)女性の政治参画を促進するために、適切な母親休業・父親休業の許可を推進すること。

(n)暴力、貧困、質の高い教育とヘルスケアへのアクセスの欠除、ジェンダー・ステレオタイプのような政治参画から女性を妨げる要因に対処する積極的措置を取ること。

(o)意思決定の地位への女性の代表における進歩を監視し、評価すること。

7. 2000年10月31日の安全保障理事会決議1325(2000年)及びこれに続く関連決議で要請されているように、紛争防止・管理・解決及び仲裁と平和構築努力における女性の役割の拡大を確保するよう各国を奨励する。

8. 憲法改正、選挙・政治・制度改革の立案に責任を有する機関を適宜含め、政府のあらゆるレベルの地位に女性を任命するようにも各国を奨励する。

9. すべての政府及び公共の行政の地位に、必要ならばポジティブ・アクションを通して、男女の平等な代表を達成する目的で、特に適宜、女性の数をかなり増加させる特別なターゲットを設定し、措置を実施することを含め、公共の行政機関及び司法のみならず、政府の機関や委員会にジェンダー・バランスの目標を設定することにコミットするよう、各国を更に奨励する。

10. 同輩支援と新しく公職に就いた人のための能力開発を含め、民主的な政治活動への女性の参画を促進するプログラムを支援し、女性のエンパワーメントのために公・民市民社会パートナーシップを推進するよう各国と関連市民社会を奨励する。

11. 政治的移行の時期の女性の参画を含め、女性の政治参画に関して、国連システム全体を通し

て、経験と最高の実践例を交換するよう各国に勧める。

12. 本決議で提起された問題を含め、法と慣行における女性差別に関する人権理事会作業部会の作業において、女性の政治参画に重点が置かれていることに興味を抱いて注目する。

13. 政党のみならず、あらゆる関連機関、特に国内・地域・地方当局に本決議を普及するよう各国を奨励する。

14. 本決議の実施に関する報告書を第 68 回総会に提出するよう事務総長に要請し、適宜政治的移行の時期の女性の政治参画に関する情報を含め、あらゆるレベルの女性の政治参画に関する正確なデータを提供するよう各国政府を奨励する。

決議(A/C.3/66/L.18/Rev.1)2011年11月21日採択

女性移動労働者に対する暴力

総会は、

女性移動労働者に対する暴力に関する以前のすべての決議及び婦人の地位委員会、人権委員会及び犯罪防止・刑事司法委員会によって採択された決議、並びに女性に対する暴力撤廃宣言³⁰を想起し、

世界人権会議³¹、国際人口開発会議³²、第 4 回世界女性会議³³、社会開発世界首脳会合³⁴及びこれら会議の見直しの成果文書に含まれている女性移動労働者に関する規定を再確認し、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の設立を歓迎し、女性の経済機会へのアクセスを高め、女性と女兒に対する暴力を防止し、被害者サービスへのアクセスを拡大することをその 6 つの目標の中に入れて

いる UN-Women の 2011 年から 2013 年までの戦略計画及び女性移動労働者のエンパワーメントに関する UN-Women の政策と作業計画に照らして、UN-Women が、女性移動労働者を含めた、女性、特に最も排除されている女性の経済機会へのアクセスを高め、女性移動労働者に対する暴力をなくす国内努力を活発に支援するという希望を表明し、

第 55 回婦人の地位委員会で採択された合意結論³⁵も歓迎し、適宜、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した政策と計画を実施し、ケア・ワーカーを含めたすべての女性が暴力と搾取に対して法的に保護されることを保障し、女性移動労働者のスキルと教育と公平な労働条件を認める安全な法的チャンネルを提供し、その生産的雇用とディーセント・ワークと労働力への統合を促進するというコミットメントに特に留意し、

特に移動女性のための特別な保護の必要性を認めた 2006 年 9 月 14 日と 15 日に開催された国際移動と開発に関する高官対話中の討議を想起し、2013 年に同じテーマに関するもう一つの高官対話が開催されることに注目し、

2011 年 6 月 11 日の第 100 回国際労働大会による家事労働者のためのディーセント・ワークに関する第 189 号条約と勧告第 201 号の採択を歓迎し、第 189 号条約の早期発効の重要性に注目し、この批准を検討するよう各国を奨励し、2008 年 11 月に女子差別撤廃委員会によって採択された女性移動労働者に関する一般勧告第 26 号³⁶に注目し検討するよう女子差別撤廃条約³⁷の締約国を奨励し、補完し、相互に補強し合うものであることを認めて、2010 年 12 月にすべての移動労働者とその家族の権利保護委員会によって採択された移動火事労働者に関する一般コメント第 1 号³⁸に注目し、検討するよう全ての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約³⁹の締約国を奨励し、

大部分が社会経済的要因によって誘引される国際移動への女性の増加する参加、及びこの移動の女性化には、国際移動の問題に関連するすべての政策と努力に更なるジェンダー配慮が必要であることを認め、

³⁰ 決議 48/104 を参照。

³¹ A/CONF.157/24(Part I)、第 III 章。

³² 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第 I 章、決議 1、付録。

³³ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 1、付録 I 及び II。

³⁴ 1995 年 3 月 6-12 日、コペンハーゲン、社会開発世界首脳会合報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.8)、第 I 章、決議 1、付録 I 及び II。

³⁵ 2011 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号(E/2011/27)、第 I 章、セクション A。

³⁶ 第 64 回総会公式記録、補遺第 38 号(A/64/38)、付録 I。

³⁷ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

³⁸ CMW/C/GC/1。

³⁹ 国連、条約シリーズ、第 2220 巻、第 39481 号。

対象を絞った措置を通して、差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力を防止し、対処する環境を推進する際に、すべての関係者、特に送り出し国、経由国、目的国、関連地域・国際団体、民間セクター、市民社会の責任の共有を強調し、この点で、国内・二国間・地域・国際レベルでの合同の協働的取組と戦略の重要性を認め、

女性移動労働者は、その労働が送り出し国と目的国に与える経済的・社会的インパクトを通して、社会・経済開発への重要な貢献者であることを認め、家事労働者の労働を含め、その労働の価値と尊厳を強調し、

移動プロセスのあらゆる段階で、女性と子どもたちの特別な脆弱性も認め、移動することを決定した瞬間から経由中を含め、送り出し国への帰還と再統合中も、正規・非正規の雇用と受け入れ社会への統合への関わりを拡大し、

ジェンダーに基づく暴力、特に性暴力、DVと家庭内暴力、人種主義と外国人排斥行為、虐待的な労働慣行、あらゆる形態の強制労働を含めた搾取的な労働条件と現代の形態の奴隷制度及び人身取引を含めた女性と女兒に対する重大な虐待と暴力の継続する報告に深い懸念を表明し、

特にジェンダー、年齢、階級、民族差別及びステレオタイプの交わり合いが、女性移動労働者が直面する差別を複雑にし、ジェンダーに基づく暴力が差別の一形態であることを認め、

仕事のために移動する先住民族女性を差別なく含め、すべての女性の人権を保護・推進するというコミットメントを再確認し、この点で、先住民族の権利に関する国連宣言⁴⁰で、適宜、先住民族女性に対するあらゆる形態の暴力と差別の撤廃に払われる注意に注目し、

第56回婦人の地位委員会の優先テーマが農山漁村女性のエンパワーメントと貧困・飢餓の根絶と開発と現在の課題におけるその役割であることに注目し、この点で、コミュニティの貧困撲滅と開発に向けた農山漁村移動労働者の役割と貢献を認め、

非正規経済と非熟練労働に雇用されている多くの移動労働者が、虐待と搾取に対して特に脆弱であることを懸念し、この点で、虐待と搾取を防止

し、対処するために、移動者の人権を保護する国々の責務を強調し、多くの女性移動労働者が、その資格以下の仕事に就き、同時に賃金の低さと不適切な社会保護のためにより脆弱になっていることを懸念と共に観察し、

性別・年齢別データと統計を含め、客観的で、包括的で、基盤の広い情報の必要性和差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力に特に対処する対象を絞った政策と具体的戦略の策定において、個々の加盟国と市民社会による経験と学んだ教訓の幅広い交換の必要性を強調し、

かなりの数の女性移動労働者の移動が、移動を目的とした偽の又は違法な証明書や偽装結婚によって促進され、可能とされること、これが特にインターネットを通して促進されるかも知れないこと、そういった女性移動労働者は、虐待や搾取に対してより脆弱であることを認識し、

女性移動労働者を暴力、差別、搾取、虐待から保護することに向けた努力を更に進めるために、移動と人身取引との間の関連性を探求することの重要性を認め、

管轄内の地域に居住する女性移動労働者の状態を緩和し、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した保護メカニズム、苦情申し立てのためのメカニズムへのアクセスの促進、または司法手続き中の支援の提供のような司法へのアクセスを推進するための目的国が採用している措置によって元気づけられ、

女性移動労働者に対する暴力の問題に対処し、その人権と福祉を保護・推進する際に、それぞれのマנדート内で、人権条約と関連する特別手続の実施を監視する関連国連条約機関の重要な役割を強調し、

1. 事務総長報告書⁴¹に感謝と共に留意する。

2. 関連国際労働機関条約への署名・批准・加盟を検討し、すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約、国連国際組織犯罪防止条約を補う人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書⁴²と国連国際組織犯罪防条約を補う陸路・海路・空路による移動者の密輸を防止する議定書⁴³、無国籍者の状態に

⁴¹ A/66/212。

⁴² 国連、条約シリーズ、第2237巻、第39574号。

⁴³ 同上、第2241巻、第39574号。

⁴⁰ 決議61/295、付録。

関連する 1954 年の条約⁴⁴及び無国籍の削減に関する 1961 年の条約⁴⁵、並びに女性移動労働者の権利保護に貢献するその他のすべての人権条約への署名・批准・加盟を検討するよう加盟国を奨励し、人身取引と闘うための世界行動計画⁴⁶を実施するようにも加盟国を奨励する。

3. 第 11 回人権理事会に提出された「女性の人権の政治的エコノミー」と題する女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会特別報告者の報告書、特に現在の世界の経済的傾向と危機の状況で女性移動者が直面する現在の搾取と暴力の問題の報告における特別報告者の説明に留意する。

4. 女性移動労働者が直面している現在の課題に関連するそれぞれのマנדート内の領域の情報の収集と分析を改善するよう、女性移動労働者に対する暴力の問題にそのマנדートが関係するすべての国連人権特別報告者を奨励する。

5. 暴力と差別、搾取と虐待を防止し、女性移動労働者を保護するための人権条約の下での人権責務とコミットメントに従って、国際移動と労働・雇用に関する法律・政策・プログラムに人権、ジェンダーに配慮し人々を中心とした視点を統合し、女性移動労働者に関連して、取られた措置と達成された結果を明らかにするために、そのような法律・政策・プログラムのインパクト評価調査を必要ならば行うことにより、そのような移動・労働政策が差別を助長しないことを保障する効果的措置をとるよう、すべての各国政府に要請する。

6. 女性移動労働者の募集と配置を規制する政策を含め、移動の状態に関わりなく、女性移動労働者の人権を保護する措置を採用又は強化し、特に違法な移動を抑止し、独立した、循環の、一時的移動を含め、女性に対する差別と暴力を防止するための移民法にジェンダーの視点を組み入れることを検討し、国内法に従って、暴力の被害者である女性移動労働者が虐待的な雇用者又は配偶者から独立して居住許可を申請することを認めることを検討するようにも各国政府に要請する。

7. 司法への効果的アクセスと法の施行、訴追、防止、能力開発、被害者保護及び支援の領域で効果的行動を促進し、女性移動労働者に対する暴力と差別と闘う際の情報と好事例を交換し、送り出し国における移動に対する持続可能な開発代替法

を育成することにより、女性移動労働者の脆弱性を減らす努力を強化するのみならず、国際人権法を含め、国際法を完全に尊重して、女性に対する暴力に対処する二国間・地域・地域間・国際協力を高めるよう各国政府に要請する。

8. 家事労働を含め、職場での労働・経済搾取、差別、セクハラ、暴力、性的虐待を防止するために、移動の状態に関わりなく、付き添いのない女兒を含め、移動女兒の人権を推進・保護する措置を採用又は強化することにより、子どもの最高の利益を考慮に入れるようにも各国政府に要請する。

9. 募集者、雇用者、仲介者を管理する法律と政策が、移動労働者、特に女性の人権を推進し、守り、尊重することを保障するのみならず、特に移動の経費と利益、送り出し国で資格のある権利と利益、雇用される国での雇用、全体的な条件及び合法的な移動のための手続に関する意味のあるジェンダーに配慮した情報と教育への女性のアクセスを特に推進することにより、女性に対する暴力防止のための重点と資金的支援を強化するよう、全ての関係者、特に女性労働者の募集に関わる雇用機関を含めた民間セクターを強く奨励するよう各国政府にさらに要請する。

10. 適用できる国内法に従って、適宜、手数料を減額し、女性に優しい送金、貯蓄、飛び地投資計画を含めた投資計画を実施することにより、送り出し国又はその他の国々への移動者の透明性のある、安全な、迅速な送金を妨げる障害を除去し、適宜、女性移動労働者の経済資源へのアクセスと管理を妨げるその他の問題を解決する措置を考慮するよう、全ての国々を奨励する。

11. 移動者が経験する HIV に対する罹患しやすさに対処し、HIV 予防・治療・ケア・サポートへのアクセスを支援する国内法に従って、移動の状態に関わりなく、緊急ヘルスケアにアクセスする女性移動労働者の権利を認め、この点で、女性移動労働者が、妊娠と出産を根拠に差別されないことを保障するよう、各国政府に要請する。

12. すべての女性移動家事労働者を保護する法律と政策を採用し、実施し、適用できる国際労働機関条約及びその他の条約に沿って、必要ならば国際責務に従うことを保障し、そのような条約が女性移動労働者を罰することがないことを強調しつつ、雇用者に対する苦情を申し立てるジェンダーに配慮した、透明性のあるメカニズムを家事労働に従事する女性移動労働者に認めるよう、まだ

⁴⁴ 同上、第 360 巻、第 5158 号。

⁴⁵ 同上、第 989 巻、第 14458 号。

⁴⁶ 決議 64/293、付録。

これを行っていない各国に要請し、彼女たちの権利のすべての侵害を速やかに捜査し、罰するよう各国に要請する。

13. 関連国際人権条約と適用できる条約に従って、国際機関、NGO、民間セクター及びその他の関係者と協力して、国内法に従って、移民の状態に関係なく、暴力の被害者である女性移動労働者に、あらゆる緊急支援、文化的に、言語的に適切なまでの限りのジェンダーに配慮したサービスを提供するよう、各国政府に要請する。

14. 女性移動労働者及び仲介者に対する暴力の加害者を罰するための刑事制裁、被害者が効果的にアクセスでき、その考えや懸念が示され検討されるジェンダーに配慮した補償・司法メカニズム、並びに可能ならば、司法プロセス中に被害者が出席できる措置を設置し、当局を含め、再被害から暴力の被害者である移動女性労働者を保護するよう、各国政府、特に送り出し国・目的国の政府に要請する。

15. 女性移動労働者の恣意的な逮捕や拘禁をなくし、個人又はグループによる女性移動労働者の自由の違法な剥奪を防止し、罰する行動を取る効果的措置を採用するよう全ての国々に要請する。

16. 女性移動労働者に対する暴力の問題に対して公共セクター労働者の意識を高め、適切で、専門的で、ジェンダーに配慮した介入の提供を確保すに必要なスキルと態度を彼らに伝える目的で、法施行者、入国管理官と国境警備員、外交・領事職員、検事、サービス提供者のための訓練プログラムを策定し実施するよう各国政府を奨励する。

17. 女性移動労働者の人権が移動のプロセスを通して守られることを保障し、女性移動労働者に対する暴力を防止し、加害者を訴追し、被害者とその家族を保護・支援するために、人権とジェンダーに配慮した人々を中心とした視点に基づいて、女性移動労働者に関する移動と労働・反人身取引政策とプログラムの間の統合力を推進するよう各国政府を奨励する

18. 領事関係に関するウィーン条約⁴⁷の第36条の規定に従って、もし女性移動労働者が逮捕されたり、裁判を待つ間に投獄されたり拘禁されたり、又はその他の方法で身柄を拘束されたりするならば、権限のある当局がその女性が国籍を有する国

の領事職員と連絡し、アクセスする自由を尊重することを保障し、この点で、もしその女性移動労働者が要請すれば、遅滞なくその国籍のある国の領事に連絡するよう各国に要請する。

19. 既存の資金内で、女性と国際移動に関する問題のよりよい理解に向けて、各国政府と協力し、特にジェンダーに配慮した、人権を保護する移動・労働政策の策定を支援し、政策評価を支援し、効果的な実施を確保し、そのインパクトを高め、女性移動労働者のための建設的成果を強化する調整されたやり方で、女性移動労働者に対する暴力に対処する国内努力を継続して支援するために、性別・年齢別データと情報の収集、普及、分析を改善するよう、国連システム及びその他の関係政府間機関、NGOに勧める。

20. 政策プロセスを通して、女性移動労働者や関連関係者と密接な相談をして、最新の関連性別データと分析に基づく女性移動労働者に関連する国内政策を策定するよう各国政府を奨励し、そのようなプロセスが適切な資金提供を受け、結果として出てくる政策が、特に雇用機関、雇用者、公務員のための測定できるターゲットと指標、予定表、監視・説明責任措置を備え、適切なメカニズムを通して、インパクト評価を提供し、送り出し国、経由国、目的国の中及び間の多部門的調整を確保することを保障するようにも各国政府を奨励する。

21. 女性移動労働者に対する暴力とできる限り移動プロセスのあらゆる段階でのその権利侵害に関する適切な性別の国内データと分析と比較できるデータと追跡・通報システムを生む普及方法論を開発し、強化するために、事務局の経済社会問題局の統計部及びUN-Womenを含む国連の専門知識を利用するよう、当該国、特に送り出し国、経由国、目的国を奨励する。また、以下も奨励する：

(a) 移動労働者を含めた女性に対する暴力の女性地震とその家族とコミュニティに対するコストを更に調査すること。

(b) 女性移動労働者が利用できる機会とそれが開発に与えるインパクトを更に分析すること。

(c) 適切な政策策定と実施のために送金に関するマクロデータの改善を支援すること。

22. NGOを含め、国際移住機関のような女性移

⁴⁷ 国連、条約シリーズ、第596巻、第8638号。

動労働者の状況に言及している特別報告者の報告書及びその他の関連する出典のみならず、国連システムの団体、特に国際労働機関、国連開発計画、UN-Women 及び国連麻薬犯罪事務所からの最新情報を考慮に入れ、法律、政策、プログラムが女性移動労働者に与えるインパクトを強調して、女性移動労働者に対する暴力の問題と特に女性移動労働者の司法へのアクセスに関する本決議の十に関して、第 68 回総会に包括的で、分析的で、テーマに基づく報告書を提供するよう事務総長に要請する。

決議(A/C.3/66/L.50/Rev.1)2011年11月21日採択

国際女児の日

総会は、

2009年12月18日の決議 64/145 及び婦人の地位委員会の合意結論、特に女児に関連するものを含め、すべての関連決議を想起し、

子どもの権利条約⁴⁸、女子差別撤廃条約⁴⁹、障害者権利条約⁵⁰及びこれらの選択議定書⁵¹を含め、すべての人権条約と子ども、特に女児の権利に関連するその他の条約を想起し、

達成された進歩にもかかわらず、女児に対する差別と暴力及びその人権侵害が未だに根強く続いており、従って努力の強化が必要とされることを認め、女児のエンパワーメントが差別、暴力、貧困を減らし、その人権の完全で効果的享受を推進・保護する際の鍵であり、女児をエンパワーするにはその両親、法的後見人、家族並びに男児と男性及びより幅広いコミュニティの積極的支援とかがわりが必要であることも認め、

1. 国際女児の日として、2012年から毎年遵守すべき日として、10月11日を指定することを決定する。

2. 国際女児の日を遵守し、世界中の女児の状況に対する意識を高めるよう、加盟国、国連システ

⁴⁸ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

⁴⁹ 同上、第 1249 巻、第 20378 号。

⁵⁰ 決議 61/106、付録 I。

⁵¹ 国連、条約シリーズ、第 2171 巻及び第 2173 巻、第 7173 号及び第 27531 号、及び同上第 2131 巻、第 20378 号及び決議 61/106、付録 II。

ムの関連団体及びその他の国際団体に勧める。

3. 本決議をすべての加盟国と国連機関に注目させるよう事務総長に要請する。

決議(A/C.3/66/L.24/Rev.1)2011年11月22日採択

女児

総会は、

2009年12月18日の決議 64/145 及び婦人の地位委員会の合意結論、特に女児に関連するものを含め、その他のすべての関連決議を再確認し、

国連憲章に書かれている男女の平等権も再確認し、

子どもの権利条約⁵²、女子差別撤廃条約⁵³、障害者権利条約⁵⁴及びそれらの選択議定書⁵⁵及び婚姻の同意、婚姻の最低年齢、婚姻の登録に関する条約⁵⁶を含め、子ども、特に女児の権利に関連するすべての人権条約及びその他の条約を想起し、

ミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標並びに 2005 年の世界首脳会合でなされた女児に関連するコミットメント⁵⁷を再確認し、「約束を守る：ミレニアム開発目標を達成するための団結」と題するミレニアム開発目標に関する総会の高官本会議の成果文書⁵⁸を歓迎し、

「子どもにふさわしい世界」と題する第 27 回子ども特別総会の成果文書⁵⁹、「世界の危機---世界の行動」と題する第 26 回 HIV/エイズ特別総会で採択された HIV/エイズ・コミットメント宣言⁶⁰及び 2006 年の HIV/エイズ政治宣言⁶¹をも再確認し、

女児に関連する主要国連首脳会合と会議のすべてのその他の関連成果並びに第 4 回世界女性会議

⁵² 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

⁵³ 同上、第 1249 巻、第 20378 号。

⁵⁴ 決議 61/106、付録 I。

⁵⁵ 国連、条約シリーズ、第 2171 巻及び第 2173 巻、第 27531 号。同上、第 2131 巻、第 20378 号。決議 61/106、付録 II。

⁵⁶ 国連、条約シリーズ、第 521 巻、第 7525 号。

⁵⁷ 決議 60/1 を参照。

⁵⁸ 決議 65/1 を参照。

⁵⁹ 決議 S-27/2、付録。

⁶⁰ 決議 S-26/2、付録。

⁶¹ 決議 60/262/付録。

で採択された北京宣言⁶²と行動綱領⁶³、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果⁶⁴、国際人口開発会議行動計画⁶⁵及び社会開発世界サミットの行動計画⁶⁶、並びに優先テーマとして「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画」を検討した第 55 回婦人の地位委員会で採択された合意結論⁶⁷を更に再確認し、

第 4 回世界女性会議の 15 周年にあたり、婦人の地位委員会による宣言の採択⁶⁸を歓迎し、北京宣言と行動綱領、特に女兒に関連する戦略目標の完全かつ効果的実施が、ミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成にとっての基本であることを繰り返し述べ、

女兒に関連する総会の高官会議の成果を想起し、

事務総長の 2008 年から 2015 年までの「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーン及び女性と女兒に対する暴力という世界的流行病に対処する際に力を合わせるようにとの各国政府、市民社会、女性団体、若い人々、民間セクター、メディア、全国連システムへの呼びかけも想起し、

女兒との関連を含め、国連システム全体のジェンダー主流化の重要性を再確認し、

慢性的貧困が、子どものニーズに応え、その権利の推進・保護に対する唯一最大の障害であり、従って、緊急を要する国内・国際行動には、貧困の根絶が必要であることを認め、様々な要因の結果としての世界金融経済危機・エネルギー危機・食糧危機・継続する食糧の不安定の重荷が家庭、特にインフォーマル・セクターからの所得に依存している家庭、特に女性と女兒によって直接的に感じられていることに注目し、

女兒が、しばしば、ミレニアム開発目標の達成

⁶² 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 1、付録 I。

⁶³ 同上、付録 II。

⁶⁴ 決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

⁶⁵ 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.XIII.18)、第 I 章、決議 1、付録。

⁶⁶ 1995 年 3 月 6-12 日、コペンハーゲン、社会開発世界サミット報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.8)、第 1 章、決議 1、付録 II。

⁶⁷ 2011 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号(E/2011/27)、第 I 章、セクション A を参照。

⁶⁸ 同上、2010 年補遺第 5 号及び訂正(E/2010/27 及び Corr.1)、第 I 章、セクション A。経済社会理事会決定 2010/232 も参照。

に向けた努力を妨げ続けている様々な形態の差別と暴力にさらされたり遭遇したりする大きな危険にさらされていることを認め、女兒の権利を推進するための重要な戦略として、男性・男児とパートナーを組むことを通して、女兒のために正しい公正な世界を確保するために、ジェンダー平等を達成する必要性を再確認し、

女兒と男児の平等を確認する国内法の成立において進歩が遂げられていること、及びそのような法律を効果的に実施するために対応する措置が取られていないことを更に認め、世界中に女性と女兒に対する差別が継続して存在していること及びこの状況に対処するには、国際協力を通して、政策実施を強化する更なる努力が必要であることを認め、

経済成長にとって極めて重要な女兒のエンパワーメントと、女兒への投資、貧困と極貧の根絶を含めたすべてのミレニアム開発目標の達成並びに女兒に影響を及ぼす決定への女兒の意味ある参画が、差別と暴力のサイクルを断ち切り、その人権の完全かつ効果的享受を推進・保護する際の鍵であることを認め、女兒をエンパワーするには、その意思決定プロセスへのその積極的参画及びその両親、法的後見人、家族とケア提供者、男児と男性並びにより広いコミュニティの積極的支援とかわかりが必要であることも認め、

子どもに対するあらゆる形態の暴力、特に商業的性的搾取と子どもポルノ、子ども結婚と強制結婚、レイプ、性的虐待、DV と人身取引のような女兒に不相応な悪影響を及ぼす現象について、さらに、社会における女兒の比較的低い地位を助長する差別的規範を反映する相当する説明責任の欠除と刑事責任免除について深く懸念し、

女性と女兒に対する暴力が、汚名、恐れ、社会的寛容、そしてしばしばそのような活動の違法な隠れた性質のために、特にコミュニティ・レベルであまり認められず、報告もされず、記録もされないことも深く懸念し、

しばしば女兒にとっての教育、質の高い教育、栄養、身体的・精神的ヘルスケアへのアクセスが少なく、女兒が権利、機会、幼年期と思春期の利益を享受することが男児よりも少なく、無防備で早すぎる性関係の結果に男児よりも脆弱なままにされ、しばしば、様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と暴力、虐待、レイプ、近親姦、名誉に関連する犯罪、女幼児殺し、子ども結婚と

強制結婚、出生前性の選別、女性性器切除のような有害な伝統的慣行を受けるという結果となる女兒に対する差別と女兒の権利侵害についてさらに深く懸念し、

子ども結婚と強制結婚は、若い既婚の女兒を HIV と性感染症のさらに大きな危険にさらし、しばしば早期出産に繋がり、障害・死産・妊産婦死亡の危険を高め、女兒の教育を修了し、包括的な知識を得、コミュニティに参画し、雇用可能なスキルを開発する機会を減らし、女性と女兒の人権の完全享受を侵害し、損ねることを深く懸念し、

早期妊娠と早期出産、熟練した助産師と緊急産科ケアの領域を含め、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケアへの限られたアクセスが、産科瘻孔(フィスチュラ)の高い発生率、高い妊産婦死亡率と罹病率の原因となり、さらに、特に若い女性と女兒のにとっては、しばしば死亡に繋がる妊娠・出産中の併発症を伴うことも深く懸念し、

子ども結婚と強制結婚をなくすことに向けた進歩が、女兒の教育、妊産婦保健と子ども保健に関連する指標によりインパクトを与え、それによって、ミレニアム開発目標の達成に貢献することを認め、

広がっている慣行にもかかわらず、子ども結婚と強制結婚は、未だ報告数が少ないことを深く懸念し、これには更なる注意が必要であることを認め、

女性性器切除が、女性と女兒の人権の完全享受を侵害し、損ない、これが取り返しのつかない、元に戻せない有害な慣行であり、「子どもにふさわしい世界」と題する文書に述べられている 2010 年までに女性性器切除をなくすという目標が依然として果たされていないことも深く懸念し、

貧困、戦争、武力紛争の状況で、女兒は、最も悪影響を受ける者の中にあり、その生活の質に深刻なインパクトを与え、更なる差別、暴力、無視にさらし、このようにして完全な発展の可能性を限る性暴力、虐待と搾取、HIV とエイズを含めた性感染症と病気の被害者となることを更に深く懸念し、

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスの領域を含め、若い人々、特に女兒の教育へのアクセスを高めることが、予防できる病気、特に HIV 感染と性感染症に対するその脆弱性を劇的に低下さ

せることを強調し、

世界のあらゆる部分で、早期出産が、女兒の教育的・社会的地位の改善に対する妨げとなり続けており、全体的に、子ども結婚と強制結婚及び幼くして母親になることが、その教育機会を厳しく制限し、その雇用機会と自分とその子どもの生活の質に長期にわたる否定的インパクトを与える可能性があることを認め、

人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容が、女性と女兒に対して様々な形で表れ、その生活条件、貧困、暴力、重複する形態の差別、その人権の制限又は否定における悪化に繋がる要因であることを確信し、

障害を持つ女性と女兒が、教育と雇用へのアクセスの点を含め、重複する形態の差別を受けていること及びこの点で、障害者権利条約の実施の重要性を認め、

世界のある部分では、一つには、女性性器切除、女幼児殺しと出生前性の選別という結果となる息子優先、子ども結婚を含めた早期結婚、女性に対する暴力、性的搾取、性的虐待、食糧の配分その他の保健と福利に関連する慣行における女兒差別のような有害な態度や慣行の結果として、男児よりも成人にまで生存する女兒の数が少ないという結果となって、女性よりも男性の数が多いうことに懸念と共に注目し、

子どもが世帯主である家庭、特に女兒が世帯主である家庭という現象が、重大な社会問題となっていることを深く懸念し、

病気と死亡率を含めた HIV とエイズ流行のインパクト、拡大家族の減少、貧困の悪化、失業と不完全雇用及び移動、並びに都会化が、子どもが世帯主である家庭の増加を助長していることも深く懸念し、

女性と女兒が、HIV とエイズに感染し、発症している者のケアとサポートの不相応な重荷を担っており、これが女兒からその幼年期を奪い、教育を受ける機会を減少させることにより、女兒に否定的なインパクトを与えていることを認め、

1. 人権条約に規定されている女兒の権利の完全かつ緊急の必要性を強調し、優先事項として、子どもの権利条約、女子差別撤廃条約、障害者の権利条約、それらの選択議定書の署名・批准・加

盟を検討するよう、各国に要請する。

2. 国際労働機関の1973年の最低年齢条約(第138号)、1999年の最悪の形態の児童労働条約(第182号)の署名・批准・加盟を検討するよう、まだこれを行っていないすべての国々に要請する。

3. まだ完全に守られていない世界教育フォーラムの目標、特に2005年までに初等・中等教育におけるジェンダー格差を撤廃するという目標を達成するために、2国間努力及び国際機関及び民間セクターのドナーとの努力を強化し、この目標を達成する手段として、国連女兒教育イニシアティブを実施するよう全ての国の政府と国連システムに要請し、万人のための教育及びミレニアム開発目標に含まれているコミットメント、特にジェンダーと教育に関連するコミットメントの実施を要請し、再確認する。

4. 正規の教育を受けていない女兒のための遅れの取り戻しと識字教育を含め、女兒のための質の高い教育に重点を置き、若い女性のためのスキルと起業訓練へのアクセスを推進し、労働市場に参入する若い女性が、完全に生産的な雇用とディーセント・ワークを得る機会があることを保障するために、男女のステレオタイプと取り組むよう、すべての国々に要請する。

5. あらゆるレベルの教育プログラムのためのジェンダーに配慮したカリキュラムの開発を推進し、職業生活での分離の根本原因に対処するために、特に科学・技術の教科の教育で、建設的な、ステレオタイプではない役割で、教材が女性と男性、若者、女兒と男児を描くことを保障する具体的措置を取るよう各国を奨励する。

6. 初等教育をすべての子どもの義務で、無料で利用できるようにし、すべての子どもが質の高い教育にアクセスできることを保障し、アフーマティブ・アクションを含め、平等なアクセスを保障する特別措置が、平等な機会を達成し、排除と闘い、特に女兒と低所得家庭の子どもの通学率を確保することに貢献することを念頭に置いて、特に無料の教育の漸進的導入を通して、中等教育を普通万人が利用できアクセスできるものにより、平等な機会と非差別に基づく教育への権利を認めるよう、各国と国際社会に要請する。

7. 国際団体、市民社会、NGOの支援を得て、適宜、女兒を支援し、彼女たちが知識を身につけ、自尊心を発達させ、自分の生活に責任を持つこと

ができるようにする、両親と法的後見人の適切な指示と指導を得た、年齢にふさわしい性教育を含めた正規・非正規の教育プログラムを優先する政策とプログラムを開発し、子ども結婚と強制結婚における女兒に対する差別の撤廃を含め、女兒の身体的・精神的健康と福利の重要性について女性と男性、特に両親を教育するプログラムに特に重点を置くよう各国に要請する。

8. 個々にまた集団的に、北京行動綱領、特に女兒に関連するその戦略目標及び北京宣言と行動綱領を実施するためのさらなる行動とイニシアティブ⁶⁹を更に実施し、北京宣言と行動綱領に述べられている目的と戦略目標と行動を達成するために、すべての必要な資金と支援を動員するよう全ての国々、国際団体、NGOに要請する。

9. 適宜、女兒のための政策とプログラムを実施するための国内メカニズムの強化を含め、更なる行動とイニシアティブのパラグラフ33に含まれているように、北京行動綱領に述べられている目標の達成に継続して悪影響を及ぼしている障害に対処し、場合によっては、更なる行動とイニシアティブに示されている女兒の人権の実現に対して責任を持つ機関間の調整を高める措置を取るよう全ての国々に要請する。

10. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を緊急に根絶し、適宜、女子差別撤廃条約とその選択議定書の実施に献身する努力を強化するよう各国に要請する。

11. 女性と女兒を差別する残る法律を改正又は廃止するという、第4回世界女性会議及び第23回特別総会でした誓約を果たすようにも各国に要請する。

12. 厳しい品物やサービスの欠如は、全ての人に害を与えるが、女兒には最も脅威的であり、有害であり、その完全な可能性を実現し、社会の完全な構成員として参画する権利を享受できなくすることを考慮に入れて、貧困の中で暮らし、栄養、水と衛生施設を奪われ、基本的な身体的・精神的ヘルスケア・サービス、シェルター、教育、参画、保護が限られていたり、アクセスが全くない女兒の状況を改善するよう各国にさらに要請する。

13. 女兒と男児の雇用に適用できる国際労働機関の要件が尊重され、効果的に施行され、雇いさ

⁶⁹ 決議S-23/3、付録。

れている女兒が、ディーセント・ワーク、平等な賃金と報酬にアクセスでき、職場での経済搾取、差別、セクハラ、暴力と虐待から保護され、正規・非正規の教育、スキル開発、職業訓練にアクセスがあることを保障するよう各国に要請し、商業的性的搾取、奴隷のような慣行、強制・奴隷労働、人身取引、危険な形態の児童労働を含め、最悪の形態の児童労働をなくす国内行動計画を含め、ジェンダーに配慮した措置を開発するようにも各国に要請する。

14. 保健制度、特にプライマリー・ヘルスケアの強化の重要性とそこに HIV 対応を統合する必要性を認め、訓練を受けたヘルス・ワーカーの欠除と熟練したヘルス・ワーカーの引き留めが不十分であることを含め、すでに多くの課題に直面している脆弱な保健制度が、ヘルスケアへのアクセスに対する最大の障害であることに注目する。

15. 民間セクター、市民社会、NGO、コミュニティを基盤とする団体を含め、関連関係者の支援を得て、適宜、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含め、到達できる最高の水準の健康の享受への女兒の権利を確保するに必要なすべての措置を取り、持続可能な保健制度と社会サービスを開発するよう各国に要請する。

16. ジェンダー平等と教育、栄養、出生届け、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めたヘルスケア、ワクチン接種、非伝染病を含めた死亡の主要原因となる病気からの保護のような基本的社会サービスへの平等なアクセスを推進し、女兒特有のもののみならず、子どもに関連するものを含め、すべての開発政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化するよう全ての国々に要請する。

17. 国際団体と NGO を含めた市民社会、メディアの支援を得て、慣行の否定的側面に関する意識を高める教育活動を行うことにより、子ども結婚と強制結婚の根本要因に対処する適切な措置を取るよう各国に要請する。

18. 婚姻は配偶者となる者の自由で完全な同意があつて初めて成立することを保障する法律を制定し厳しく施行し、さらに、同意の法的最低年齢と婚姻の最低年齢に関する法律を制定し厳しく施行し、必要ならば婚姻の最低年齢を引き上げ、女兒の人権の完全享受を推進・保護するために女兒の生存、保護、発達、地位の向上のための包括的な政策、行動計画、プログラムを開発・実施し、

そのような計画を女兒の全体的な発達過程の不可欠の部分とすることを含め、女兒のための平等な機会を確保するよう全ての国々に要請する。

19. 子ども結婚・強制結婚をなくす法律を実施する努力が、すべての関係者と変革の担い手を関わらせることを保障し、この慣行を禁止する法律に関する情報が、よく知られ、そのような法律の施行に対する社会的支持を生むことを保障するよう各国に要請する。

20. コミュニティが、集団的に子ども結婚・強制結婚を防止する方法を探求し、医療職員、地方やコミュニティの宗教指導者のようなコミュニティに信用のある関係者を通してこのような結婚に関連する害に関する情報を提供し、女兒に更なる発言権を与え、コミュニティ全体を通してメッセージの首尾一貫性を確保し、男性と男児の必要とされる強いかかわりを奨励するコミュニティのワークショップや討論会を支援するよう各国に要請する。

21. 専門の資金を含め、子ども・強制結婚の慣行をなくす多部門的政策とプログラムを支援・実施し、すでに結婚していたり、妊娠していたりする女兒を含め、初等教育後にも女兒を学校に引き留め、安全な居住施設を設立することを含め、教育への物理的アクセスを確保し、家族への財政的奨励策を増やし、女兒のエンパワーメントを推進し、教育の質を改善し、学校での安全で衛生的な条件を確保することに重点を置いて、存続できる代替手段と制度的支援、特に女兒のための教育機会の提供を確保するようにも各国に要請する。

22. 女兒の状況、特に直面する重複する形態の差別に対するよりよい理解を提供するために、性別・年齢別・地位的位置別の女兒に関する調査、データ収集、分析を強化し、女兒の権利を効果的に保護するために、女兒が直面する様々な形態の差別に対処する包括的取組を用いる必要な政策とプログラム対応を開発するよう各国にさらに要請する。

23. 障害を持つ女兒が、他の子どもと同等にすべての人権と基本的自由を完全に享受できることを保障するために必要なすべての措置を取り、そのニーズに対処するために立案された適切な政策とプログラムを採用・実施・強化するよう各国に要請する。

24. 法定年齢以下の婚姻のみならず、女幼児殺

しと出生前性の選別、女性性器切除、レイプ、DV、近親姦、性的虐待、性的搾取、子ども買春と子どもポルノ、人身取引と強制移動、強制労働、強制結婚を含め、あらゆる形態の暴力と搾取から女兒を保護する法律を制定・施行し、年齢にふさわしく、安全で、機密性の高い、障害者がアクセスできるプログラムと暴力と差別を受けている女兒を支援する医療的・社会的・心理的支援サービスを開発するよう全ての国々に要請する。

25. 女性性器切除のような有害な慣行の廃棄に向けたコンセンサス・プロセスを推進するために立案された教育活動に関する懲罰的措置を補い、この慣行の悪影響を受けた者に適切な措置を提供するよう各国に要請する。

26. 関連関係者と協力して、児童ポルノの通報と除去を可能にする適切な措置が設置され、その作成者、配布者、収集者が適切に訴追されることを保障し、子どもの性的虐待の描写を含め、インターネットによる子どもポルノの配布を防止するに必要な法律又はその他の措置を制定し、施行するよう全ての国々に要請する。

27. 女性に対する暴力、その原因と結果及び人、特に女性と子どもの人身取引に関する人権理事会の特別報告者、子どもに対する暴力に関する事務総長の特別代表の子どもに関連する勧告に注意を払い、広く普及され、実施のためのターゲットと予定表を提供する女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃するための包括的で、学際的で、調整された国内計画とプログラム、並びに女性団体との相談を含めたすべての関係者を含む監視メカニズムの設立を通じた効果的な国内施行手続きを策定するよう各国に要請する。

28. 年齢と成熟度に従って、自己を表現し、子どもに影響するすべての事柄に参画する子どもの権利が女兒によっても完全に、平等に享受されることを保障するようにも各国に要請する。

29. 特別なニーズを持つ女兒を含めた女兒とその代表団体を、適宜意思決定プロセスにかかわらせ、そのニーズを明らかにし、それらに応えるための政策とプログラムの開発・企画・実施・評価に、完全に積極的なパートナーとして女兒を含めるよう各国にさらに要請する。

30. かなりの数の女兒が、孤児、路上で暮らす子供、国内避難民・難民の子ども、人身取引や性的・経済的搾取の悪影響を受けている子ども、HIV

とエイズに感染していたり、発症していたりする子ども、両親の支援なしで暮らしている拘禁されている子どもを含め特に脆弱であることを認め、従って、関連するところでは国際社会の支援を得て、適切なカウンセリングと心理的支援を提供し、他の子どもと同等に就学及びシェルター、十分な栄養、保健、社会サービスへのアクセスを確保することにより、そのような子どもたちのために支援的な環境を提供する政府・コミュニティ・家族の能力を築き、強化する国内政策と戦略を実施することにより、そのような子どもたちのニーズに対処する適切な措置を取るよう各国に要請する。

31. 適宜このような子どもたちの意味ある参画を得て、彼らが暮らす条件の中で開発した考え、スキル、能力を考慮して、2国間・多国間技術協力と金融支援を通して、困難な状況にある子ども、特に女兒の社会的再統合のための行動を推進するよう各国を奨励する。

32. 紛争前、紛争中、紛争後の状況、並びにその他の人道緊急事態における女兒の特別な脆弱性を考慮に入れて、女兒の権利を尊重・推進・保護するよう全ての国々に要請し、難民・国内避難民の女兒に特別な注意を払い、特に HIV 感染を含めた性感染症、レイプ、性的虐待及び性的搾取を含めたジェンダーに基づく暴力、拷問、誘拐、強制労働から女兒を保護するために、女兒の保護のための特別措置を取り、人道支援と武装解除・動員解除・リハビリ支援及び再統合プロセスの提供の際にその特別なニーズを考慮に入れるよう各国にさらに要請する。

33. 人道ワーカーや平和維持者が関わる場合を含め、人道危機において、女性と子ども、特に女兒の性的搾取と虐待のすべての事例を嘆かわしく思い、人道緊急事態においてジェンダーに基づく暴力に対処する効果的措置を取り、法律や機関がジェンダーに基づく暴力行為を防止し、速やかに捜査し、訴追するに適切であることを保障することができる限りの努力を払うよう各国に要請する。

34. 国連活動に関わっている軍、警察、文民職員による女性と子どもの性的搾取・虐待・人身取引のすべての行為を嘆かわしく思い、この点で、国連機関と平和維持活動によるゼロ・トランス政策を取る努力を歓迎し、平和維持活動特別委員会の勧告⁷⁰に基づいて関連総会決議で取られたそのような措置の遅滞ない完全実施を通して、その

⁷⁰ 第 59 回総会公式記録、補遺第 19 号(A/59/19/Rev.1)を参照。

ような職員によるこれら虐待と闘うために必要なすべての適切な措置を取るよう、事務総長と職員派遣国に要請する。

35. 国連人身取引と闘う世界行動計画⁷¹の関連規定とそこに概説されている活動を完全に、効果的に実施するよう加盟国、国連及びその他の地域・小地域団体並びに NGO を含めた市民社会、民間セクター、メディアに要請し、それが特に女性の権利の推進に貢献し、人身取引と闘う際の協力と努力のよりよい調整を高め、国連組織犯罪防止条約⁷²と国連組織犯罪防止条約を補う人、特に女性と子供の人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書⁷³の批准と完全実施を推進するという見解を表明する。

36. 搾取の被害者である女性の犯罪化を防止する効果的措置を取り、搾取された女性が必要な心理的支援にアクセスできることを保障することにより、女性と女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するより幅広い努力の中での包括的な反人身取引戦略の一部として、性的・経済的搾取を含め、女性と女性のあらゆる形態の人身取引と闘い、撤廃し、訴追する効果的な子どもと青年に配慮した措置を立案し、施行し、強化するよう加盟国に要請する。

37. 特に社会のすべてのセクター、特に子どもに向けて、年齢にふさわしい、ジェンダーに配慮した人権に関する情報資料の翻訳、制作、普及を通して、人権教育と女性の権利の完全尊重と享受を推進するよう、各国政府、メディアを含めた市民社会及び NGO に要請する。

38. 個々に、集団的に、国連システムのすべての機関、特に国連児童基金、国連教育科学文化機関、世界食糧計画、国連人口基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)、世界保健機関、国連開発計画、国連難民高等弁務官事務所及び国際労働機関が、国連開発支援枠組みを含め、国内の優先事項に従って、国別協力プログラムにおいて、女性の権利と特別なニーズを考慮に入れることを保障するよう、国連システム事務局長調整理事会議長としての事務総長に要請する。

39. それぞれのマンデートの実施に定期的に、組織的にジェンダーの視点を用い、それぞれの報

告書に女性と女性に対する暴力の質的分析に関する情報を含めるよう、すべての人権条約機関と特別手続を含めた人権理事会の人権メカニズムに要請する。

40. 包括的な HIV とエイズ予防・治療・ケア・サポートを提供するために立案されるすべての政策とプログラムにおいて、特別な注意と支援が、ミレニアム開発目標 6、時に 2015 年までに HIV の蔓延を止め、逆転させ始めるという目標を達成する目的で、妊娠している女性、若い、思春期の母親及び障害を持つ女性を含め、HIV に感染していたり、発症していたりする危険にさらされている女性に特別な注意と支援が与えられることを保障するよう、各国に要請する。

41. 持続可能に、予見できるように、開発途上国に料金が手頃な価格で薬剤へのさらなるアクセスを提供することを目的とするものを含め、社会開発のための資金の動員に貢献する革新的な資金提供メカニズムに基づくものを含め、国のグループによって取られる任意に基づくイニシアティブのみならず、抗レトロウイルス薬、特に二次薬の価格を減らすことを目的とするイニシアティブを推進するよう各国に勧め、この点で、国際薬剤購入ファシリティ、UNITAID に留意する。

42. HIV とエイズ、その他の伝染病及び非伝染性の病気への包括的対応の一部として、積極的に健康な生活のために、子ども、特に女性が、その食事のニーズと食物の好みに応えるために、いつでも十分で、安全で、栄養価の高い食物にアクセスできるという目標を持って、食物と栄養支援を統合するよう全ての国々に要請する。

43. 若い人々、特に女性が HIV 感染と早期妊娠を防止することを含め、課題を克服するために必要な知識、態度、生活技術を得、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受することができるようにするために、あらゆるレベル、特に教育と保健セクターにおける資金を増額するよう各国と国際社会に要請する。

44. 国内・地域・国際レベルの開発アジェンダにおいて、子ども、特に女性の権利の推進と保護を主流化する責任において、各国と国連システムのコミットメントを強化する必要性を強調する。

45. 強化された人的資源と財源の配分を通して、女性性器切除をなくすこと及び国連人口基金と国

⁷¹ 決議 64/293、付録。

⁷² 国連、条約シリーズ、第 2225 巻、第 39574 号。

⁷³ 同上、第 2237 巻、第 39574 号。

連児童基金との女性性器切除の廃絶に関する合同プログラムのような教育プログラムの開発と提供に対処する対象を絞った革新的プログラム及び女兒の健康にとって有害なこの慣行の恐ろしい結果に関する意識啓発ワークショップを継続して積極的に支援し、代替の職業を採用できるよう、有害な手続きを行う者のための訓練プログラムを提供するよう各国、国際社会、関連国連機関、市民社会及び国際金融機関に要請する。

以 上

46. コミュニティ・国内・国際レベルで、建設的な社会変革を推進する共通の調整された取組が、ミレニアム開発目標に沿って、2015年までにある程度の大きな業績を挙げ、一世代内に女性性器切除の廃絶に繋がることもあることを強調する。

47. 強化した人的資源と財源の配分を通して、子ども結婚・強制結婚をなくす努力を積極的に支援するよう、各国、国際社会、関連国連機関、市民社会、関連金融機関に要請する。

48. 国内保健制度の能力を強化するよう各国に要請し、この点で、家族計画、出産前・出産後のケア、熟練した出産介助人、緊急産科ケア、出産後ケアを、貧困の中で、フィスチュラが頻繁に起こるサービスの行きとどかない農山漁村地域で暮らしている女兒を含め、思春期の女兒に、産科瘻孔(フィスチュラ)を防止し、起こる事例を治療するために必要な基本サービスを提供するために、適切な資金の配分を含め、国内努力を支援するよう、国際社会に要請する。

49. 時間枠内に国連ミレニアム宣言に述べられている目標を含め、国際的に合意された開発目標と貧困根絶目標が実現されることを保障するために、強化された、利用できる効果的な資金の配分があらゆるレベルで必要とされていることを認め、子ども、特に女兒への投資とその権利の実現が貧困根絶の最も効果的な方法であることを再確認し、特に世界・地域・国内レベルの貧困根絶のための世界的努力に協力し、支援し、参画することにより、女兒の福利が保障される環境を醸成するよう各国と国際社会に要請する。

50. 女兒の福利に与える本決議のインパクトを評価する目的で、加盟国、国連システムの機関、NGOによって提供される情報を用いて、子どもが世帯主である家庭：原因・結果・見込みに重点を置くことを含め、本決議の実施に関して、第68回総会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。